

すなわち「彼ら・彼女たち」の問題から「私たち」の問題として位置づけるようになってきている。

二つには、貧困認識である。貧困は、これまでの貧困から社会における「相対的貧困」へ、そして社会にきない状態にある「相対的貧困」へ、そして社会の隅隅から運断される関係性の観点からとらえる「社会的排除」としての貧困、さらには財を用いて何かをなし得る「潜在能力」(ケーパーバリティ)の欠如あるいは獲得の失敗としての貧困へ、ととらえる考え方へと変化してきている。これは、これまで生理的・生物学的レベルでとらえてきた貧困概念が人びとの生き方の幅を追求する概念へと解き放つ新たな視座を提示している。ホームレス問題にみられる「絶対的貧困」や「社会的排除」としての貧困、ワーキングプアや子ども貧困に連なる貧困の世代間継承(貧困の再生産)等にみられる「相対的貧困」、「社会的排除」としての貧困、「潜在能力」の欠如としての貧困への着目あるいは萌芽としてみることができ、三つには、セーフティネットである。私たちの生活は、3つのセーフティネットによって守られていたとされた。それは、第1は、雇用の確保としての雇用対策、居住の確保としての住宅対策、第2は、防衛策として国民・住民が強制加入しなければならぬ社会保険制度、そして第3は、救済策として貧困・低所得状態にある者・世帯を対象とする公的扶助制度である。しかし、これら制度の不備・不在により、制度適用されても生活できないままには制度のほごに置かれた生活困難にあえぐ多くの貧困・低所得者を生み出している。このような制度の機能不全や制度不在は、社会保障制度に新たなセーフティネットの張り替えるを要請している。

これら状況下で、貧困からの脱却に向けソーシャルワークはどのような取り組みを担うべきか。ここで、本稿では、わが国において貧困をめぐるどのようなソーシャルワーク研究が行われてきたのかを概観し、今後のソーシャルワークのあり方について考察する。具体的には、はじめに、貧困とソーシャルワークの関係について言及する。次

いで、貧困をめぐるソーシャルワーク研究においてこれまでどのような取り組みがされてきたかを概観する。そして最後に、これまでの研究を通して検討しなければならぬ論点整理を行う。

II. 貧困問題とソーシャルワーク

1. 貧困問題の概観

貧困問題の概観は、前述の貧困認識の通り、貧困をどのようにとらえるかによって変わってくる。少し貧困研究に引きつけて言えば、概念・定義・測定方法は時代によって変わってくる。ここで、ここでは、現代に照準を合わせ、一般的に浸透している用語を使用し、貧困の生み出される構造と概観の一端に触れる。

貧困とは、一般的には個人もしくは家族が社会生活を営むために必要な資源(物・サービス)を欠く状態を指す概念として使用される。それは、所得・収入あるいは資産の不足という経済的原因により発生する。これら状態に置かれている個人もしくは家族の生活問題・ニーズ(以下、問題とする)は、不安定雇用・低賃金・失業といった労働にかかわる問題から、経済的基盤の低位性・不安定性からくる消費の萎縮、家族関係の破綻、住環境の悪化、体調不良等といった生活諸面に多岐にわたって現れるのが特徴である。つまり、それは、直接的には経済的問題という形で現れるが、非経済的な側面にも影響を与え、問題をより重層化・複合化・広範化させる側面をもっている。それは、さまざまな生活問題が凝縮された形としてみることでもでき、その問題の量の広がりとともに質的深さをともなっているのが一般的傾向である。

さて、このことを、労働と生活の観点に引きつけて説明すれば、次のようになる。雇用・失業問題は、国民・住民生活の経済的基盤を揺るがし、貧困と格差の拡大・深化をもたらしている。このような事態は、大きくは、経済停滞に伴う労働市場の縮小から生じる。それは、これまで正規雇用・自営などにて生計を維持してきた稼働世帯が、失業や不安定雇用(派遣、パート、フリー

ター、日雇などの非正規雇用)などにより、世帯の経済的基盤である稼働収入が十分得られない状態をもたらし、収入の喪失・低下などを招く。そのため、預貯金・資産といったストックを取り崩し、あるいは現行の生活を維持するために、生計中心者以外の世帯員も就労し何とかが世帯の生計を支えようとする。しかし、それも難しい事態となれば、世帯の生計を維持することができず、家族規模の縮小化や単身化の方向へ進む。また、このことは、稼働世帯だけの問題だけでなく、これまで仕送りなどで経済的支援をしてきた非稼働世帯(親族等)への支援が行えない事態をも意味する。すなわち、稼働・非稼働世帯ともに、生活維持が困難な状況に陥ることになる。さらには、その過程の中で単に経済的問題だけでなく非経済的問題も招来し、世帯員それぞれにさまざまな生活課題となつて現れてくることにも注目しておくことが必要である。そのような雇用・失業問題の究極の形の一つとして、家族、地域、職域(労働市場)からも切り離され都市に集積するホームレスとして見ることができ、すなわち、ホームレスとは、雇用されていないか、あるいは日雇といった不安定な雇用関係、また居住の喪失や一時寄宿といった不安定な居住、稼働収入の喪失・低位性などによって、心身状態が悪化していき、最終的に社会的諸関係(社会的つながり)から排除されてしまった存在としてとらえることができる。これは、貧困と社会的排除の極限的な形ともいえる。

また、このような状態に至らないまでも、次のようなさまざまな貧困と社会的排除の問題・課題として現れている。前述したように、労働市場を経由して現れる貧困として、働いても生活ができないワーキングプアなどの問題がある。また、労働市場を経由しない、すなわち、十分な雇用機会が得られない傷病者・障がい者・高齢者は、貧困・低所得に陥る可能性が高いといえる。これは、健康、障がい、高齢を理由として労働市場から遠ざけられていることを意味する。さらには、労働市場において、男性に比べ雇用機会や労働条件が低位におかれている女性、とりわけ、ひとり親世

帯においては、就労と養育両面での環境が十分でないことから、公私の経済的支援を受けなければ、貧困・低所得に陥る可能性が高い。それ以外にも国際化の進展に伴う困窮外国人などの問題が挙げられる。

その他、(経済的側面と非経済的側面以外に)物質的側面と精神的側面や心理的・社会的・経済的各側面といった観点、また家庭・地域・職域といった場や児童期・青年期・高齢期といったライフサイクル、男性・女性といった性差などさまざまな観点からの切り口で貧困問題を語ることでできよう。

2. 貧困問題とソーシャルワーク実践

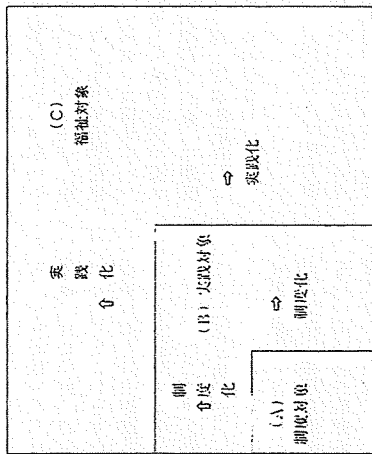
さて、これら貧困問題が、ソーシャルワーク実践の対象(以下、実践対象とする)あるいは制度対象(以下、制度対象とする)とされることについてどのようにか考えたいか、また、貧困問題に対しソーシャルワーク実践はどのように関わったらよいか。

1) 福祉対象・実践対象・制度対象としての貧困問題

社会福祉の対象のなかでは、社会的で解決されなければならないものうち社会的合意を経た問題が「制度対象」として指定する。また制度対象に至らないまでも解決されなければならない人・世帯の生活の回復・維持・向上が図られなければならない問題については「実践対象」として指定される。しかしながら、社会で解決しなければならぬ問題が潜在化している問題・課題、当事者としては必要と感じるあるいは考えている主観的問題・課題、さらには規範から外れた問題・課題等は、「制度対象」「実践対象」の枠外に置かれることになる(図1)。

生活問題・社会福祉の歴史をみれば、福祉対象としての生活問題→実践対象としての生活問題→制度対象としての生活問題という方向で制度化されてきた歴史がある。

この点、わが国の貧困問題を考えた場合、福祉対象として貧困問題→実践対象として貧困問題→



(作成：岡部卓)

図1 ソシャルワークにおける実践対象の位置づけ

代表的な制度である生活保護制度の枠内において議論がなされ、それ以外では、あまり活発な議論は行われてこなかった。

いままでもなく、生活保護制度は、国家が国民・住民を対象に最低生活保障（給付）と自立助長（対人サービス）を行う制度である。ここでは、生活困窮（＝貧困、要保護）状態にある人・世帯に対し最低生活保障（給付）と同時に自立・自律（以下、自立とする）に向けた援助・支援活動（対人サービス、ソーシャルワークのことを指す）が行われる。そこで言われていることは、最低生活保障と自立助長の関係をどう位置づけるのか、また自立助長とは何を指すのか、さらには利用者生活再建につながる援助・支援とはどのような関係性・プロセス・内容であるのか等、の議論である。これらの諸点は、生活保障制度にソーシャルワークをどのように位置づけたいかという点でもあり、

以下、これまでの研究動向を概観する。研究上の質的転換が図られた点を区切りとして、それと、とりあえずは、大きくは、次の三つの時期に分けて整理する。

一つ目は、現行生活保護制度制定から定着期にかけて行われた議論である。それは、生活保障においてソーシャルワークをどのように位置づけたらよいかを争点としている。それは、はじめに、制度発足当初は、厚生官僚の手によって制度設計（1950～1953）が、次いで厚生官僚、フィールド、研究者によって制度定着と充実を図るべく論争（「公的扶助サービス論争」（1953～1954））が、そしてそれを発展させる形で研究者の間で論争（「仲村・岸論争」（1956～1963））が行われている。

二つ目は、制度展開期においては、第一期に論じられた「政策が技術か」を止揚する方向で主として研究者の間で議論されている。

三つ目は、制度定着期において、第一期、第二期から論じられてきた最低生活保障と自立助長の関係を「統合か分離か」の論争（1990～2000、2003～2004）や、生活保障場面におけるソーシャルワーク定着に向けての研究（1998～）や制度見

直しに伴う自立概念の問い直し等の議論（2003～）がされている。以下、順にそこで論じている要点的な概念的に述べる。なお、本稿では詳細な理論的検討には立ち入らない。

1. 制度導入・定着期における議論

制度制定・実施に当たり、厚生官僚である小山、木村、黒木によって生活保障における自立助長やケースワークの位置づけがされている。

小山は、自立助長を「凡そひとはすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。その内容的可能性を助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させること-----貧民防止ということは-----そのような調子の低いものではない」（1950:92-93）。また別な箇所でも「公的扶助を受けず自分の力で社会生活に適応した生活を営むことのできるように助け育てて行くこと」（1950:94）とも述べている。また、ケースワークを「『事実行為』（1950:96）と規定し、「金銭給付や現物給付だけの物質的扶助」（1950:96）では十分ではない者がケースワークの対象になるとし、その例として労働力を怠る者を挙げケースワークの必要性を主張している。

木村は、「自立を助長するという自立更生をはかるにある」「この種の制度に伴いがちの弊害の養成といった弊害を生じせしめないようにしようとするものである」（1950:117）としている。

小山は自立助長を貧民防止とはならない高い理念を掲げ、ケースワークを被保護者の一部に適用することが必要とし、木村は貧民防止のために自立更生を挙げている。その後、小山、木村の自立助長をめぐる考え方の違いやケースワークの位置づけをめぐる現場の混乱を招いている。

ここで黒木はこのような事態を捉え生活保障におけるケースワークの定着・充実を図るべく、雑誌「社会事業」において公的サービス論に関する論稿を出し、研究者、実務家等にそのことについて議論を深めていくことを呼びかけている（「公的扶助サービス論争」1953-1954）。

そのため、公的扶助制度の利用の有無を問わず、広くソーシャルワーク実践が行われることとなる。なおここでいうソーシャルワーク実践は、私の社会資源、すなわち、制度、施策等のフォーマルな資源や家族・地域等のインフォーマルな資源を活用し問題・課題の緩和・解決を図っていく個別の援助・支援（個人・集団・地域）を指している。

貧困問題にかかわるソーシャルワーク実践は、経済的問題を基底として生み出される生活問題とベースとして問題・課題解決を図っていくことになり、貧困な状態におかれている個人・集団・地域の生活の全体性・継続性・個別性に着目し生活再建に向けた対人援助・支援を行うことになる。貧困を基底として生起するさまざまな問題・課題は、ほとんどの社会福祉領域において直接・間接にかかわる社会的事象であることから、多くのフィールドでソーシャルワーク実践が展開されることになる。それは、大きくは、経済給付・貸付制度を媒介として行われるものと、媒介しないものに分かれる。

III. 生活保障制度とソーシャルワーク

しかしながら、貧困をめぐるソーシャルワーク研究は、これまで主として前者の公的扶助分野の

制度対象としての貧困問題と考えられ、生活保障制度の対象となっていない貧困層（被保護層）は「制度によって規定された」層であり、貧困層の一部と考えるのが妥当であろう。そこには制度対象とならない多くの貧困層が存在しており、2 (1) に挙げた貧困問題の態様のなかでも実践対象としての貧困問題、さらにはそこでは把握できない福祉対象としての貧困問題があることにも留意しておかなければならない。

2) 貧困問題とソーシャルワーク実践

貧困問題の緩和・解決に対して社会保障・社会福祉各制度等が直接・間接にかかわってくる。社会福祉の制度概念においては、最低生活水準以下の生活状態にある層を「貧困層」（これは要保護層に相当）、また要保護層と同層あるいはそれに近い生活水準にある層を「低所得層」と限定して使用している。そして、貧困対策として貸付調査を要件とする生活保障制度、低所得者対策として所得調査（制限）を要件とする社会手当制度、生活福祉資金貸付制度、ホームレス対策等がある。これら貧困・低所得対策を総称し公的扶助制度と範疇化している。また対人サービスである社会福祉社においては資産・所得の多寡等にかかわらず、援助・支援が必要な場合にかかわることになる。

そこで黒木は、小山が規定したケースワークを事実行為とする考え方を踏襲しているが、ケースワークの対象を小山の述べた一部の者からすべての被保護者にとって必要不可欠であると主張し、それは「例えば扶助金品を粉薬とすれば、サービスはそれをまさせるための水にもたとえべきものである」（1953: 8）としサービス（ケースワーク）を制度利用を円滑に促進する手段と位置づけている。また、サービス（ケースワーク）を福祉の「依存性」除去のために必要であるとし、その担い手である社会福祉主事の技能に期待している。

この黒木の主張に対し、木田は、保護と社会事業における「技術」（人間関係の調整）は車の両輪で両方が必要であるとしているが、制度環境やそれを支える人的・財源体制が不十分であることが指摘、それ以上に人間関係調整「技術」の貧困が問題であるためそれを克服していくことが最も重要と強調（1953: 4~11）、大原は保護においてケースワークは必要であるが法の範囲内でワーカーが有効に使いこなせる幅や程度にとどめるべき（1953: 7~12）、池川もケースワークは必要と認識するがそれは生活保護法に規定された職務以外の仕事であり、それを行なう前提として労働条件の整備等を行うべき（1953: 4~6）小川は国民の権利を守るためには民主主義原理に基づくサービス（ケースワーク）の提供が必要（1953: 26~34）、岡村は民主主義社会における社会事業の一環としてケースワークを位置づける必要性とそれを困難にしている状況（制度自体に内在する問題等）の打開を（1953: 18~25）、田中是被保護者の要保護性にはケースワークが必要（1954: 16~24）とそれぞれ主張している。

これら議論は、黒木の主張する自立助長、自立助長を実現するためのケースワークの役割・機能、それを担う社会福祉主事の役割に対して、各論者それぞれの観点から支持あるいは批判検討している。とりわけ、ここでは制度と技術（政策と技術）にかかわる公的扶助ケースワークは、制度とどう向き合おうべきかという論点（制度の機能や公的扶助労働のあり方）を提示していたといえ

う。その後、これら議論を引き継ぐ形で、二人の研究者の間で論争が行なわれる（「仲村・岸論争」（1956~1963）。

仲村は、これまで論じられてきた公的扶助におけるケースワークを「公的扶助と機械的に分離して理解しようとするのではなく、公的扶助に即したものと考えようとするものであり、しかも公的扶助をケースワークの手段とするのではなく、ケースワークを公的扶助の手段とするような方向でなければならぬ」、また「ケースワークの原理として最も重要視されるべき自己決定」が大事であるとし、「対象者の立場ないしはその人格を尊重し信頼するという根本の原理に出發する技術論が前面に出てしかるべき」（1956: 46~55）と主張した。

これに対し岸は、公的扶助とケースワークの分離は正しいとし、その理由として「ケースワークは公的扶助の課題である貧困の問題をさえも基本的にパーソナリティ等々個人的問題に帰し社会に対して適応させることによって問題の解決をはからうとするもの」であると批判、さらにケースワークはクライエントの要望等がないかぎり「個人生活の外からの介入」でありひいては「人権侵害」にもなる。また、ケースワークそれ自体が一つの手続き体系であり仲村の主張した「公的扶助をケースワークの手段」とはならない、等としている（1958: 3~11）。

この岸の批判に対し、仲村は、「社会的制度としての公的扶助が個々の対象者に具体化される過程で、その制度の精神なり目的なりに少しでも接近しようとするような措置を進めなければならぬ」、その過程を進めるうえで、ケースワーク的知見に学びうるものが多いのではないかと、そして「公的扶助ワーカーは……合法の枠の中でできるだけ対象者にとって有利に限られた保護を活用すること等を挙げて」（1958: 3~11）。

その後も仲村、岸は、それぞれ議論を重ね、仲村においては生活保護制度とケースワークの関係、ケースワークの原理・プロセス、手段と方法等について（1957,改訂版1978a, 1978b）、また岸

においては公的扶助の性格とそこでのワーカーの役割と課題等（権利意識の醸成と階級的自覚への働きかけ等）について言及している（1965）。

2. 制度展開期における議論

公的扶助サービス論争や岸・仲村論争を通して行なわれた議論を止揚する形で、白沢、小野らによって研究がなされている。

白沢においては、これまでの一連の議論（厚生官僚の解釈運用、サービス論争、岸・仲村論争）を通観し、今後の残された研究課題を次のように提示している。白沢は、岸・仲村論争に関して、仲村は「『サービス論争』の民主的側面での遺産（構想思想の否定、法施行過程の重視）を引きつぎながら『行政過程の民主化』の内容をおしすすめた積極的な意義」（1968:131）を、また、岸は「仲村理論におけるマイナスイメージをならした意義はつよいが……もっと身近な問題領域での実証的な分析を通じて、その内的法則性を分析されない限り、教条化の批判をうけざるを得なかった」（1968:132）と評価している。そして岸・仲村論争の「残された課題」として、「第1には、…公的扶助の『経済的社会的』規定性を『客観的事実』として、どうとらえるか。それは、『公的扶助』制度をつらぬく『客観的法則性』の把握が不十分で『資産調査』と『権利性』の矛盾関係の法則的把握が残されていた。『歴史的』には『排貧』と『権利助長』の関係と展望の課題であり、『社会的』には、現在の『社会構造』の中でどういう関係になっているのかの実証的研究である」、また「第2に、環境変革（保証基準と法体制）と自己変革（人間性再建と助長）の統一の把握における『人間性』研究の課題である。それは新しい意味での『自立助長』の課題でもある」、そして「第3に、その人間性形成過程への『ワーカー側の働きかけ』をめぐっての『意識性』の課題は、特に社会福祉主事の『専門性』の科学的內容研究の課題でもある」と総括している（1968:132~133）。そして、これまでの論争は、厚生官僚から研究者、そして現業員の発言へと移ってきており、「公的扶助ケースワーク理論の

再構成をめざすなら、どうしても、『現業からの発言』『扶助者からの発言』を集め分析する必要がある」（1968: 133）としワーカーや利用者の「声」を反映した援助論の必要性・重要性を主張している。そして、「『実践的観点』から見ようとするならば、主として従事者運動の視点、とくに『自治研運動』と『公扶研運動』に焦点を合わせなければならぬ」とし、公務労働、公的扶助労働の歩み・活動を通して「『貧困者の民主的人間性』形成の問題が何かが問われて来る。それには扶助者を取りまく、『環境』変革と『人間』変革をめぐって、『公的扶助処遇論』研究の『視角』をどうとらえるのが重要となって来た。いわゆる『扶助者をめぐぐる問題』を『行政運営の視点』から『人間形成論的（教育的）視点』への研究視角が問題化されてきたのである」（1970:123）としている。

その後、白沢は、教育的視点を取り入れた人間形成論をつくり出していくことになる（1984, 1987）。そこでは、貧困者の「生活力」（生きる力）を生活意欲、生活知識、生活技術を主な内容とする実践のあり方を提示し生活力形成を目的とする公的ケースワーク論をフィードバックのワーカー等と共に展開することになる。なお白沢の論稿は、後述する小野によって制度との関係が明確でないこと、また教育とソーシャルワークの異同性が不明である点等について批判を受けている。

また、小野においても、これまでの論争等を整理し、次の3つの点において問題があると指摘する。①（1）制度の性格・枠組＝制度論から出発した処遇論が論じられ、対象論（貧困論）から出発した処遇論の検討がなかったこと、②（2）ケースワーク概念を個人の社会への適応技術と固定的に把握し、同時に社会生活への適応の意義やその概念が十分検討されず、全体に否定的に把握されていること、③（3）経済問題に伴うさまざまな生活問題＝生活要求の把握と社会福祉資源の活用とその条件づけなど、いわば経済給付以外の諸サービスは、「主に誰が、何処で、どのように行なうか」についてはほとんど言及されなかったことなど」（1986: 43~44）が挙げられるとし、①について

ては対象論を基礎に、(2) については対象論や生活保護法の目的に即した検討を、(3) については公的扶助ワーカーの機能や社会資源の整備・活用等の検討の必要性を述べている。そしてケースワークを「対象の生活と人格の崩壊を阻止・軽減して、その主体性や自立(律)性の保護・回復・発展をめざして経済的、社会的保護を基礎とした各種の社会資源の活用と拡充を中心にサービスを行なう、同時に必要に応じて合理的、計画的、意図的に専門的助言・指導する合目的な個別の援助活動=ケースワーク」(1986: 256)と規定している。

小野は、その後、社会福祉実践の機能を「現状対応の機能」と「現状変革的機能」に分けて提示し、技術と政策を統合・展開する理論的方向づけ等を行なっている(1997, 2005)。

その他、この時期、三和治(1977)が生活保護の処遇の現状とあり方を、また中川健太郎(1978)がフィールドに立脚した論稿が出されている。

3. 制度変容期における議論

これまでの議論を継承・展開する方向で、大きくは、次の二つの議論がされている。

一つは、岡部・新保・根本・森川等によって議論される生活保護におけるソーシャルワークのフィールドへの導入・定着へ向けた論議である。岡部は、雑誌『生活と福祉』でソーシャルワーカーに向け連載(1997.02~1998.08)している。そこでは、「『政策が技術か』という二項対立を超えて、現場に焦点をあて」、ソーシャルワークを組み替えるを行うことにより、生活保護においてソーシャルワークの導入・定着を図ることを目指している。そしてここでは、生活保護におけるソーシャルワークの視点として、次の4点を挙げている。①経済的問題を基礎として生み出される生活問題をベースにそれぞれの世帯固有の問題をとなえようとする視点、②生活保護実施過程が適正な手続き(due process)で行わなければならないという視点、③それは単なる経済給付過程ではなく相談援助過程として行わなければならないとするソーシャルワークの視点、④生活保護で用い

られる社会的技術、すなわちソーシャルワークの担い手である生活保護ソーシャルワーカーは、代弁的機能やソーシャル・アクション機能の担い手として、より積極的に利用者の生活を改善していくかなければならないとする視点、これら4点を基に生活保護における社会福祉実践を実践的に組み立て直し、生活保護ソーシャルワーカーが実際の場面で活用出来る方法を提示しマネージメントの手法でソーシャルワークを展開している(2003: 5~7)。

その他、岡部は生活保護において自立支援プログラムが導入されるに当たり、自立概念の問い直しやプログラム作成の考え方や作成方法等も提示している(2005, 2009)。

新保においては、生活保護におけるスパービジョンについては、スパービジョンの知見とこれまでの生活保護における査察指導業務を融合し、新たな生活保護スパービジョン論を提示(2005)やソーシャルワークのフィールドへの導入・定着を図っている(2006, 2009)。

また根本は、これまでの生活保護におけるソーシャルワーク学説史やフィールドでのソーシャルワークの動向等の研究を行っている(2001, 2008, 2009, 2010)。さらに森川は、生活保護における相談援助の指標化や自立をめぐる論議を出している(2006, 2007)。

もう一つは、生活保護法の二つの目的である最低生活保障と自立助長をめぐる分離論と統合論(一体論)の議論である。

これは、根本(1999a, b)、島貫(2000)、清水(2003, 2004)らの分離論と小野(2000)、長谷川(2000)、吉水(2003, 2004a, b)らの統合論の間で議論がされている。それは、制度導入・定着期の岸・仲村論争、制度展開期における福祉センター構想をめぐる議論(生活保護制度の機能)に引き続きの議論ではある。しかし、これら分離論においては生活保護をめぐる労働環境や制度構造等いわゆる外在的要因からの分離の主張であり、また統合論においてはこれまで論じられてきた被保護者の置かれている状態改善に向け経済給付とソーシャルワークの一体化の必要性・有効性からの主

張である。両者から多くの論点提示がなされているが、議論している観点・レベルが違い十分噛み合う論争とはならなかった。

その他、この時期、大友(2000)において公的扶助運動史を通してソーシャルワークの変遷が、また六波羅(2006)において生活保護と他福祉領域との連携・協働を意図した論稿が、長友(2008)においては現下の要保護者の自立支援に向けたソーシャルワークのあり方について論稿が出されている。

IV. 貧困をめぐるソーシャルワークの新たな視点と展望

以上のことを受け、以下では、貧困をめぐるソーシャルワークに関する論点整理を通して新たな視座を幾つか提示したい。

1. 「個人が社会か」から「個人も社会も」へ

貧困の原因は、個人の問題か社会の問題かという二項対立が、貧困を解決するソーシャルワーク実践において反映される。これは、貧困に限らず、制度対象・実践対象である社会福祉諸事象についても同様である。貧困を個人の問題として考えるならば、ふるまい(行い、態度等)の問題として社会的制裁を加えるか、ふるまいを改めさせる手段としてソーシャルワーク実践が機能する。また、それを社会的要因によるものとするならば社会の側から変革していくものでもあるとして、個人に現れた問題を等閑視し個人の問題化と行動を促す手段として社会的変革への意識化と行動を促す手段としてソーシャルワーク実践が機能することになる。これらをとらえ方は、これまでソーシャルワーク研究において議論が重ねられてきたことである。しかしながら現在、生活の糧を求め苦しんでいるあるいはそのことにより多くの課題を背負う人たちに對して具体的方策(個人と社会)を講じなければならぬのである。すなわち、貧困は個人が社会かという二項対立を超えて、貧困という事実(結果)に對して対処することであり、そのことを個人と社会の二つのレベルで解決していくこと

が求められているといえよう。そのためのソーシャルワーク実践ならびにソーシャルワークの理論構築が求められているのである。貧困を個人のものとして社会に「適合」(応応)させることを手段としてソーシャルワークを位置づけるか、貧困を社会のものとして社会に働きかける手段として位置づけるか、「個人も社会も」社会の中で生きる力を醸成ならびに変革していくかは大きく違うのである。ソーシャルワークは個人に焦点化する技術にしても、個人と個人を取り巻く環境の両面を視野にいれ(すなわち個人も社会も射程に入れ)社会的技術として位置づけなければならないことを改めて問われているといえよう。

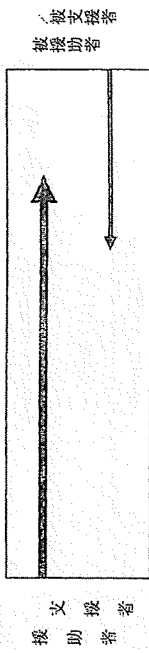
この点については、仲村・岸論争そしてそれに連なる白沢・小野等の研究において、研究上の營為が積み重ねられてきているが、より直接的に、具体的には、どのようなソーシャルワーク実践を行なえばよいか、ソーシャルワーク理論を実践レベルで活用できるかにかかっているのである。その点、岡部らが、フィールドに貢献できる研究を精力的に行なっているのは、その理論ととも具体的な手法でてを見出そうという一つの「試み」ととらえることができる。

2. パタナリスティクな関係から水平・公平な援助・支援関係へ

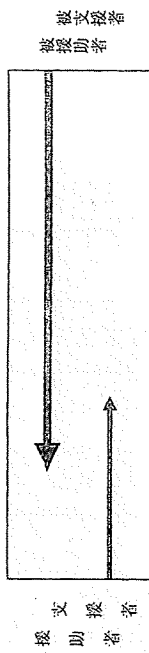
貧困者に対する援助/支援関係は、貧困者(広くは社会福祉対象全般)に對してパタナリスティクな関係から出発している。それは、富者=優者(主)と貧者=劣者(従)の関係性のなかで援助/支援が展開されていったといっている。これは、援助/支援関係に上下関係を持ち込み人格感化・教化させ、よりよき方向へ(貧困状態から脱却させる)へ導くということである。

しかしながら、その後このよう関係性は、ソーシャルワーク理論が発展するなかで止揚され新たな地平を作り上げることになる。それは、次のように説明することができる。当事者(相談者・利用者を含む)の「声」を反映する、また当事者の「声」と専門家の知見を導入することによりよりよい援助/支援関係を志向する方向へ、すなわ

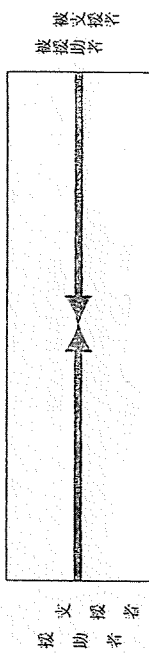
①専門家モデル



②当事者モデル



③共働モデル



※線の位置は上・下、並列関係を表す。
線の太さは力関係を表す。
線の長さは、問題・課題解決への働きかけの大きさを表す。
線の接合しないのは、すれ違いを表す。

(作成：岡部卓)

図2 ソーシャルワーカーと当り者・利用者の関係性(2者関係に限定)

ち、それは、専門家から当事者へ一方的な働きかけを行う専門家モデル→当事者が援助/支援の方向性・内容を決定しそれを専門家が従う当事者モデル→当事者と専門家がお互いパートナーシップとして協働し援助/支援の方向性・内容を決定・遂行していく協働モデルへと移行してきていると考えられる(図2)。

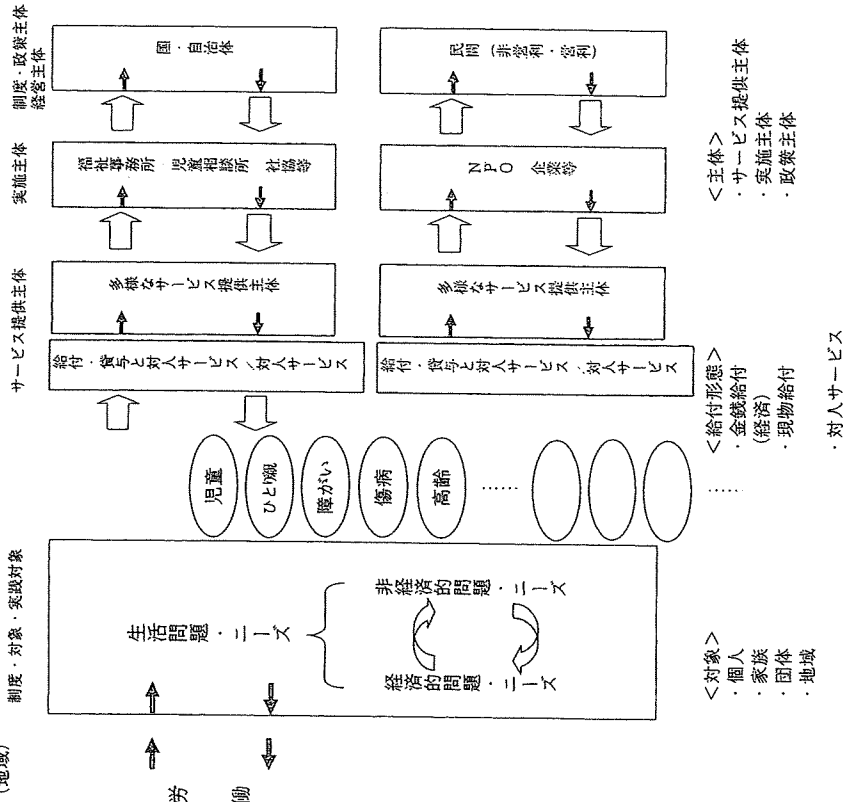
貧困をめぐる領域においては、この点、ソーシャルワーク実践において貧困者の「声」を反映する仕組みが十分とられてきているとはいえない状況にある。当事者の考えるソーシャルワークと援助者/支援者の考えるソーシャルワークには齟齬(そご)があると考えるとよいだろう。これまで

そのような論議はわずかである(岡部：1990, 岡部・森川・根本・新保：2007, 2009)。とりわけ生活保護領域においては、制度構造も相俟って専門家モデルが長らく浸透してきた経緯があるため、今後はいかにして協働モデルに基づく援助/支援関係を具体的に構築できるかが課題であろう。

3. 生活保護場面から多様な場面へ

貧困をめぐるソーシャルワーク研究については、前述した通り、生活保護場面これまで多くの論議が出されている。しかし、その他の場面、例えば、貧困問題に直接かかわっている社会福祉

(地域)



(作成：岡部卓)

図3 貧困・低所得者とサービス提供組織

協議会等や保護施設、第二種社会福祉事業で規定されている無料低額宿泊所、無料低額診療、貧困・低所得層を対象とするNPO等の場面でソーシャルワーク研究はあまり行われていない。また貧困が基底として現れる生活課題に対して直撃・間接にかかわる機関・施設等の連関あるいは横断的な言及も同様に行われているとは言いがたい。この点、例えば、各種相談機関・施設等におけるセクショナルイズム、違法・不当な貧困ビジネスととられかねない民間団体等の問題に現れる

ニーズと資源のマッチング、さらには地域のなかで潜在・孤立している貧困・低所得層へのアウトリーチや制度・サービスの分立・分散から生ずる問題等はソーシャルワークの重要な研究課題である。

そこで、貧困をめぐるソーシャルワークにおいては、それぞれの場面上においてどのようなソーシャルワーク実践が行われるべきか、またそれぞれの場での連関あるいは横断的な取組みに寄与するソーシャルワーク研究が望まれているとえよ

が選び取って自分の生活を実現していく」という意味で使われるようになってきている。この考え方は、社会福祉の基本法である社会福祉法、さらには「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」等において改めて確認され、自立概念を幅広くとらえる方向で考えられるようになってきている。すなわちこれまでの「公私の援助を受けない」自立概念と、自分自身で生活をコントロールする「自律」概念を包摂する概念として使用するようになってきている。

1. 自立と自律の考え方

- A 自立-依存 依存から自立へ
- B 自律-他律 他律から自律へ

2. 類型

A 自立 (Aa)	依存 (Ab)
B 自律 (Ba)	他律 (Bb)

初出：岡部 (2009)

図4 自立と自律

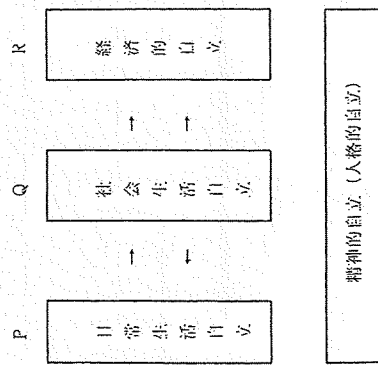


図5 生活保護法の在り方に関する専門委員会 (3つの自立) で提示
前提となる社会福祉法 初出：岡部 (2009)

次いで、これら自立 (以下、自立並びに自律を含んだ概念として自立を使用) あるいは自立支援を具体化する方向でソーシャルワークの知見をもつて自立支援プログラムの内容・方法・手順の標準化が図られようとしている。これは、これまでワーカー個人が担ってきた対人援助を組織的・体系的・継続的に行う方向へ向う契機となっており、各自治体において「経済的自立」「日常生活自立」「社会生活自立」に向けてさまざまな自立支援プログラムが開発され、それを活用し利用者との生活再建を図ろうとしている。

さらには、これまで、自立の成果 (プロセス・アウトカム) としての指標を十分持ち得なかった生活保護行政において、その自立の到達度を測る考え方とその指標の開発の必要性・重要性の認識を持つようになってきている。このことは、利用者、支援者、第三者による評価を総合的に行う契機につながっていく。また、生活保護財源の有効活用について、広く一般国民・住民に周知・理解を得ることにもなると考えられる。これら生活保護における成果を貧困各領域に広げていくことが必要であろう (図4, 図5)。

V. おわりに

本稿は、貧困をめぐりソーシャルワーク研究の全体像を俯瞰することを意図した。そのため、1~2 (2) を通してその前提となる貧困問題とその意識、2 (2) ~3 では貧困をめぐりソーシャルワークの関係と研究動向を概観した。そして4においては3の生活保護制度で論じられたソーシャルワーク研究の動向から導き出された貧困をめぐりソーシャルワーク研究に関する幾つかの論点整理を行いソーシャルワークの課題と方向性を提示した。それ以外にも数多くの論点があるが、本稿においては経緯等の関係上、言及していないことを断っておく。ここで最後に一つだけ触れる。

服-貧困に向けたソーシャルワーク実践を行う上で、次の二つの交差するところにソーシャルワークが位置していることに留意しておく必要がある。一つは、生活課題を抱えている人たちに寄り添い、その人たちの「声」に耳を傾けながら

かわっていく当事者の視点である。しかし、当事者の問題・課題を解決しただけでは貧困問題は解決しない。もう一つは、貧困者を取り囲む社会に向けて当事者を包み込む社会にしていこうとする発信である。両者が進められ脱-貧困への扉 (とびら) が開かれる。

すなわち、貧困者自身もつ感情 (反発, 抵抗, 恥辱・屈辱感, 悲哀, 無力感, 自己否定感等) や社会のままざし (非難, 攻撃, 排除, 無視等) の私拭は、これら一方だけでは、脱却できないのである。そこには、当事者の声に耳を傾けそれを代弁するあるいは社会資源をつくりだしていく活動、もう一方で貧困という事態に対して社会に積極的に理解と協力を求めていく活動等を推進するソーシャルワーク研究に (も) 必要なのである。

文献

池川清 (1983) 「社会事業サービス論」『社会事業』36巻5号。
 大友和勝 (2000) 『公的扶助の展開』旬報社。
 岡部卓 (1990) 「公的扶助における受給者側の意識に關する-考察-生活保護実施過程を通して」『ソーシャルワーク研究』16巻3号 相川啓祐。
 岡部卓 (1991) 「公的扶助における援助者側の意識-母子世帯の援助をめぐって-」『日本社会事業大学研究年報』第27号
 岡部卓 (1986) 「ソーシャルワーカーのアイデンティティ」『ソーシャルワーカー』第4号、日本ソーシャルワーカー協会。
 岡部卓 (1997) 「関連専門職との連携を志向した生活保護ソーシャルワーカー研修の試み」『社会福祉実践理論研究』第7号、日本社会福祉実践理論学会
 岡部卓 (1997, 1998) 「生活保護における社会福祉実践 (1) ~ (13)」『生活と福祉』全国社会福祉協議会
 岡部卓 (1998) 「福祉事務所ソーシャルワーカー必修・生活保護における社会福祉実践」全国社会福祉協議会
 岡部卓 (2003) 「改訂福祉事務所ソーシャルワーカー必修・生活保護における社会福祉実践」全国社会福祉協議会。
 岡部卓 (2009) 「生活保護における自立支援」『社会保

- 藤のモデルチェンジ」社会保険法学会24号法律文化社。
- 岡部卓・森川美絵・新保美香・その他 (2009) 『生活保護の相談援助活動自己点検ワークブック』中央法規出版。
- 小川政亮 (1953) 『社会事業サーヴィス論の意味』『社会事業』36巻7、8合併号。
- 岡村重夫 (1963) 『公的サービスの基本問題』『社会事業』36巻6号。
- 岡本氏夫 (1973) 『ケースワーク研究』ミネネルヴァ書房。
- 小野宮郎 (1986) 『ケースワークの基本問題』ミネネルヴァ書房。
- 小野宮郎・津田光輝・岡田征司・池田英夫編 (1997) 『公的扶助と社会福祉サービス』ミネネルヴァ書房。
- 小野宮郎 (2000) 『生活保護制度の機能的分離・解体問題について—前提的な基盤整備を欠いた地方分権を問う』『季刊公的扶助研究』連巻第177号、全国公的扶助研究会。
- 小野宮郎 (2005) 『新・ケースワーク要論—構造・主体の理論的統合化』ミネネルヴァ書房。
- 大原龍子 (1953) 『生活保護事業におけるサービスの問題』『社会事業』36巻5号。
- 木村忠・郡 (1950) 『生活保護法の解説』時事通信社。
- 岸勇 (1957) 『公的扶助とケースワーク—仲村氏の所論に対して』『日本福祉大学研究紀要』11号。
- 岸勇 (1962) 『岸比仲村氏の『公的扶助ケースワーク論』に対して』『福祉研究』11号、日本福祉大学社会福祉研究所。
- 岸勇 (1963) 『社会福祉に事に関する』『福祉研究』12号、日本福祉大学社会福祉研究所。
- 岸勇 (1965) 『公的扶助とケースワーク—公的扶助批判』風媒社。
- 木田徹郎 (1953) 『公的扶助におけるサービスの問題』『社会事業』36巻4号。
- 木本明 (1999a) 『ナショナル・ミニマムは保障されているのか—生活保護制度と実際の制度運用状況の改善の必要性について (福祉事務所現場から)』『ソーシャルワーク研究』Vol.24, No.4、相川書房。
- 木本明 (1999b) 『福祉事務所現場から生活保護制度について考える』『社会福祉研究』第75号。
- 黒木利克 (1963) 『ケースの取扱い—生活保護百問百答第六巻』全国社会福祉協議会連合会。
- 小山進次郎 (1975) 『生活保護法の解釈と運用』(増補改訂版) 全国社会福祉協議会。
- 真田是編 (1979) 『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。
- 清水浩一 (2003) 『社会福祉改革と生活保護法改正』『福祉』36巻7、8合併号。
- 清水浩一 (2004) 『生活保護改革をめぐる論点整理—経済給付とケースワークの分離についての再論/吉永純氏の問題提起に答えて—』『資金と社会保障』1369号、旬報社。
- 嶋眞人 (2000) 『生活保護における「自立の助長」の位置づけの再考—社会連帯の原理を手がかりとして』『ソーシャルワーク研究』Vol.26, No.1、相川書房、52-59。
- 白沢久 (1968) 『公的扶助ケースワークの進歩と課題』(1) 北星学園大学『北星論集』第6号。
- 白沢久 (1970) 『公的扶助ケースワークの進歩と課題』(2) 北星学園大学『北星論集』第7号。
- 白沢久・富武正明 (1985) 『生活力の形成—社会福祉主事の新しい課題』勁草書房。
- 白沢久・富武正明 (1987) 『生活力の形成—社会福祉主事の新しい課題』勁草書房。
- 新保美香 (2005) 『生活保護スパーバビジョン基礎講座—ソーシャルワーカー・利用者 ともに歩む社会福祉実践—』全国社会福祉協議会。
- 新保美香 (2006) 『公的扶助のゆくえんとソーシャルワークの展望—自立支援の流れにおける生活保護実践の展開と課題—』『ソーシャルワーク研究』第31巻4号。
- 新保美香・根本久仁子 (2001) 『生活保護50年の軌跡』『生活保護50年の軌跡』刊行 委員編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版。
- 山中涼男 (1954) 『生活保護事業におけるサービスの地域についての試論』『社会事業』37 巻1号。
- 中川健太郎 (1978) 『生活保護とケースワーク』『ケースワーク論—日本の展開をめざして』大塚達雄・岡田藤太郎編、ミネネルヴァ書房。
- 仲村俊一 (1957) 『ケースワークの原理と技術』全国社会福祉協議会。
- 仲村俊一 (1978a) 『ケースワークの原理と技術 (改訂版)』全国社会福祉協議会。
- 仲村俊一 (1978b) 『生活保護の発言』全国社会福祉協議会。
- 長友祐三 (2008) 『要保護者の自立に向けた効果的な援助・支援の実現をめざして』『生活と福祉』11月号 全国社会福祉協議会。
- 根本久仁子 (2001) 『生活保護における社会福祉実践の位置づけをめぐる諸説の構造と展開について—論争期までの議論を対象として』『社会福祉学評論』創刊号、日本社会福祉学会関東支部。
- 根本久仁子 (2010) 『生活保護における「ケースワーク」論の到達点と課題』『生活保護における自立支援』ミネネルヴァ書房。
- 根本久仁子・森川美絵・岡部卓・新保美香 (2008) 『地方自治体における生活保護業務マニュアルの分析』『聖隷クリストファー—大社会福祉学紀要』第6号。
- 長谷川俊雄 (2000) 『参加と共同による生活保護援助実践』『生活保護法の挑戦—介護保険・ホームレスの時代を迎えて』高宮出版。
- 尾藤眞樹・木下秀雄・中川健太郎編 (1991) 『誰も言えなかった生活保護法』法律文化社。
- 三和治 (1977) 『貧困者政策における処遇と問題』明治学院論叢 258号。
- 森川美絵 (2007) 『義務としての自立の指針』と『権利としての自立の支援』の狭間で—生活保護におけるストリート官僚の裁量と構造的制約』『ケアとサポートの社会学』法政大学出版会。
- 森川美絵・根本久仁子・岡部卓ほか (2006) 『生活保護における相談援助過程の解明にむけて』『資金と社会保障』1432号。
- 六波謙詩朗・長友祐三・須藤昌寛 (2006) 『ケアマネ業務のための生活保護Q&A』六波謙詩朗編、中央法規。
- 吉永純 (2003) 『利用者本位の生活保護改革を—福祉現場からの問題提起—』『資金と社会保障』1364号 旬報社。
- 吉永純 (2004a) 『利用者本位の生活保護改革を—福祉現場からの問題提起—』『資金と社会保障』1364号 旬報社。

Efforts to Resolve Poverty by Social Work

Taku Okabe (Tokyo Metropolitan University)

Keywords: Poverty, Social exclusion, Social work, Public assistance, Service providers

The paper reviews previous efforts in social work practice to solve the problems of poverty and discusses what social work should do hereafter. Specifically, it clarifies the following three issues: First, there was a time when efforts in social work, both in practice and research, were discussed intensively. However, as public interest has diminished, research development has also declined. Secondly, research interests have been focused on social work practices concerning public assistance, but have lacked a comprehensive perspective regarding the problems of poverty in general. Lastly, in the contemporary era of increasing poverty, more sensible social work research is needed to contribute to timely social work practices.

ソーシャルワークの演繹的研究方法

和気純子

〔ソーシャルワーク、演繹、定量的研究、エビデンスに基づく実践〕

セントを基軸とした研究同意書、所属組織内の研究倫理委員会の研究承諾書などを得ることも必要になる。

データ収集段階の説明では、①データ収集者、②データ収集の源、③データ収集ツール、④データ収集期間、⑤データの記録・保管法について記述する。データ分析法の説明、信頼性、妥当性、監査可能性を記述する。

(4) 現在の知見・問題点および研究結果の発表計画

ここでは、関連文献について要約し、文献の提示を行い、現在の知見を提示し、同様の方法で研究の問題点にも言及する。さらに研究結果をどのような形で発表するかを明記する。

(5) 参考文献

研究計画書に引用した文献を、APA (アメリカ心理学会) 書式に準拠して記述する。

(6) 付録

研究倫理審査委員会承諾書、研究の予算、及びチームテーブルを添付する。

【文献】

Brink, Pamela J. & Wood, M. J. (1994) *Basic Steps in Planning Nursing Research: From Question to Proposal*, 4th ed. Jones & Bartlett Pub. MA. (= 1999 小玉香津子・輪湖史子訳「看護研究計画書—作成の基本ステップ—」日本看護協会出版会。

Burns, Nancy & Grove, S. K. (2005) *The Practice of Nursing Research: Conduct, Critique, and Utilization*, 5th ed. Elsevier, Inc. (= 2007, 黒田裕子・中木高夫・小田正枝・ほか監訳「看護研究入門—実施・評価・応用—」エルゼビア・ジャパン。

久田剛夫編 (2003) 『社会福祉の研究入門—計画立案から論文執筆まで—』中央法規出版。

岩田正美 (2006) 『一般的な社会福祉研究のデザイン』岩田正美・小林良二・中谷陽明・ほか編「社会福祉研究法—現実世界に迎える14レッスン—」有斐閣, 86-105.

河口てる子 (2000) 「第3章 研究計画の立て方」松本光子・小笠原知枝編「これからの看護研究—基礎と応用—」ヌーヴェルヒロカワ, 25-39.

黒田裕子 (1997) 『黒田裕子の看護研究 step by step』学習研究社。

野嶋佐由美 (1999) 「V 研究デザイン」井上幸子・平山朝子・金子進子編「看護における研究」看護学大系 10, 第2版, 日本看護協会出版会, 63-100.

することから始まる。研究目的を明確にし、どのようなタイプの質的研究であるかを明示する。研究目的の後に、研究疑問を記述することが多い。

緒言では、研究テーマに関わる研究の進展が挿入注方式で先行研究を踏づけて記述する。問題がどのように構築され、どのように取り扱われ、どのような結果が導き出され、判明したことを判明していることを明らかにし、本研究の独自性を記述する。その後に、以下の章の概要を簡潔に記述する。

(2) 研究パラダイムおよび方法論

ここでは研究をすすめる際に選択した質的研究方法 (たとえば、現象学的研究、修正版グラウンデッド・セオリーなど) の概念的基盤について記述する。選択した研究方法に関する理論的根拠を提示し、ソーシャルワーク研究に有効であることの意義を記述する。他の質的研究法を簡潔に説明しながら、本研究において採択した研究方法の必然性に言及する。研究目的と研究方法の整合性に留意した理論的観点で定まると、研究の焦点、データ収集および分析、知見に影響を及ぼすことになる。

(3) 研究方法各論

質的研究は、特定した研究法に卓越した研究者の指導的関係が必要になることが多いので、相互交流やスーパーバイズを受けたことを記述し、このタイプの質的研究を実施する能力があることを示す。

研究デザインは数値的研究に比べて明確に定まっていない。研究の実施過程で「行きつ戻りつ」の試行錯誤を繰り返すこともあるし、データの「切片化」のように、文脈・背景と切り離してデータ化することもある。したがって、研究者は質的研究法の論理的特徴と長所を理解し、アビールする。研究計画は、暫定計画と位置づけ、類型にあてはめられた研究をすすめるのではなく、研究目的と研究疑問に合わせた柔軟な研究を意図することが必要になる。

研究に協力する施設や被験者集団を選択するプロセスについて明記する。質的研究においては、研究参加者との良好な関係を構築することがとくに重要である。それができなければ質の高いデータが得られるし、それができなければ質の低いデータとなることも少なくない。研究参加者との良好な関係づくりは、倫理的検討に該当するようないんフォームド・コン

概観したうえで、演繹的研究をめぐる方法論上の限

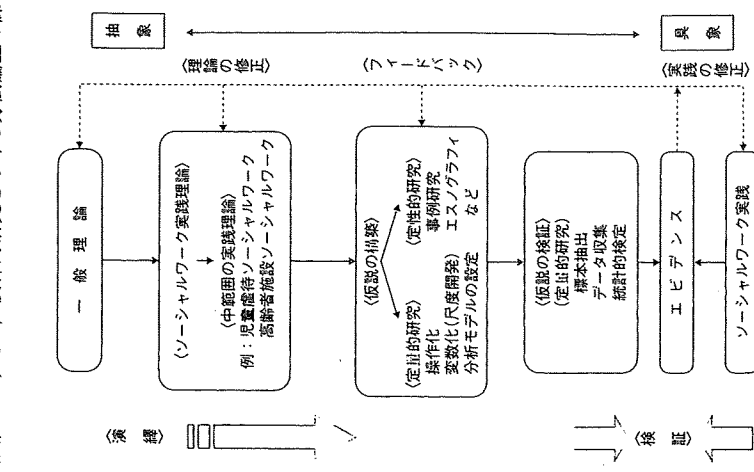


図1 ソーシャルワークの演繹的研究の流れ

わけ じゅんこ: 首都大学東京

題について考察する。

2. ソーシャルワーク実践理論の演繹的生成

「理論」は相互に関連する命題の体系であるが、その射程とする範囲や生成方法は同一ではない。例えば、マートン (Merton, R.K.) の「小さな作業仮説」[中範囲の理論]「概念図式」を内容とする包括的思弁」といった弁別や、グレイザー (Glaser, B.G.) とストラウス (Strauss, A.) による「グラント・セオリー」と「グラント・セオリー」の対比はよく知られているが²⁾、ここではさしあたり最も抽象度の高い理論を「一般理論」と呼んでおこう³⁾。一般理論は、さまざまな現象の説明に適用できる高い汎用性をもつ反面、抽象度が高く、具体的な現象の説明や検証には適さない。そこで、抽象度の高い一般理論を用いてソーシャルワーク実践を説明しようとする場合は、演繹的なプロセスを通して概念図式を具象化し、実践理論を導き出す必要がある。

例えば、ソーシャルワークの実践理論の形成に大きな影響を与えた一般理論にシステム理論がある。システム理論は、「適応」「構造」「機能」などの概念を用いて、多様なレベルのシステムに通底する特性やシステム間の相互連関の様式を説明するもので⁴⁾、当初、自然科学の領域で発展したが、戦後は社会科学にも導入され、ソーシャルワークの説明や分析にも用いられている。周知のように、ピンカス (Pincus, A.) とミナハン (Minahan, A.) は、ソーシャルワークを①クライエント・システム、②ワーカー・システム、③ターゲット・システム、④アクション・システムの4つのサブシステムによる相互作用で説明したことで知られる⁵⁾。またジャーマイン (Germain, C.B.) は、システム論に生態学理論やストレス認知理論を融合させ、生活ストレスへの対処やそのための資源の活用を重視する、いわゆる「生活モデル」を生成した⁶⁾。

このように、ソーシャルワークの実践理論と呼ばれるものには、一般理論を準拠としながら演繹的に導き出されたものが少なくない。ただし、実態に即した論理展開を図るには、概念的であるのみならず、実践に関する現実的な理解と洞察が不可欠

であることはいままでもない。また、ソーシャルワークの実践領域は個別性や特殊性が高いことから、特定の領域やモデルで展開される、検証可能な「中範囲」を射程にした多様な実践理論が、演繹的あるいは帰納的に生成される必要がある。

3. ソーシャルワーク実践理論の検証方法

1) 概念と仮説の操作化

ソーシャルワークの実践理論が演繹的に導き出されたとしても、それが現実世界のなかで理論通りに展開されているかどうかを検証しなければ、理論は「絵に描いた餅」に過ぎない。そこで、実践理論を用いて実践のプロセスや効果を体系的に検証することとが求められる。しかしながら、実践理論とはいえ、依然として概念図式は網羅的で抽象度も高い。そのため、実践の体系的な検証においては、実践理論から具体的な場面に特定された「仮説」を構築し、その仮説を検証するという手法が用いられる。仮説は、主要な概念間の関係性を明示して事象の記述や説明を行うもので、通常は平易な文章によって表現されるが、体系的な検証を行う場合は、仮説や概念をさらに具体的に検証可能な形に置き換えなくてはならない。これが「操作化」(operationalization) と呼ばれるプロセスである⁷⁾。

2) 分析モデルの設定

さらに、仮説を定量的に検証する場合は、操作化された概念定義を、属性の集合体である「変数」に置き換える必要がある。変数には、説明される変数である「従属変数」と、説明する側の変数である「独立変数」のほか、両者の関係を媒介したり独立変数の影響を統制する変数を想定する場合もある。これらの変数を用いて、仮説に基づいて変数間の関連性を想定する分析モデルを設定する。例えば、利用者やワーカーの属性による影響を排除したい場合は、これらの変数が統制変数になる。また、特定の社会資源の多寡が実践の効果に影響を与えることが想定される場合は、その社会資源が媒介変数になる。なお、近年は、測定される変数以外にも、潜在的に存在する因子や誤差を変数として分析モデルに加える解析方法も登場するなど、分析モデルは複雑化する

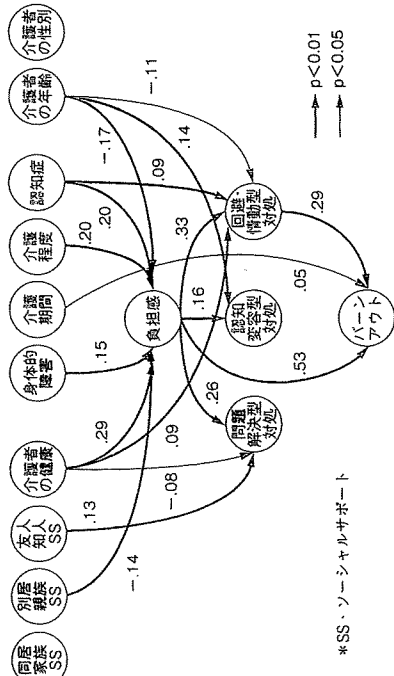


図2 介護ストレスのパス・ダイアグラム
出典：和氣純子「高齢者を介護する家族」1998年 p.94 (一部改変)

傾向にある⁸⁾。

例えば、図2は、筆者がかつて行った在宅で高齢者を介護する家族の研究で用いた分析モデルとその結果である⁹⁾。この分析は、ジャーメインらの生活モデルに用いられたシステム論的ストレス認知理論を演繹的に用い、在宅で高齢者を介護する家族の介護ストレスへの対処のメカニズムを解析するという手法によって分析したものである。紙面の関係で詳細にはふれないが、このモデルは、高齢者の身体的精神的状況 (ストレス要因)、介護者の基本属性 (属性要因)、介護者のソーシャルサポート (資源要因) によって介護者の介護に対する負担感 (評価要因) が決定され、その負担感を媒介して3次元の対処スタイルが形成されることで、結果的に介護ストレスの最終局面に位置するバーアウトが制御されることを意味している。なお、分析にあたっては、対処スタイルやバーアウトなどの概念が操作的に定義されるときに、それらを測定するための尺度が、後述されるような一定の手続きに従って開発されている¹⁰⁾。

3) 概念の測定と尺度開発

仮説と概念の操作的定義がなされた後は、概念を測定することになるが、人の行動や感情を変数としてとらえる場合には、系統的にデータを収集できるように設計され、その信頼性や妥当性が確認された、

いわゆる「標準化」された測定のための尺度が用いられる。欧米を中心に心理学や精神医学などの定量的研究の蓄積が豊富な領域では、こうした尺度が多く開発されているが、文化や言語の異なるわが国でこれらの尺度が標準的であるとは限らないため、わが国でこれらを用いる場合は、あらためて検証し直す作業が必要になる。しかしながら、わが国では定量的研究の遅れから海外で開発された尺度の検証が十分になされていないうえに、わが国の実情に即して開発され、標準化された尺度は限られている。したがって、わが国においてソーシャルワークの演繹的研究を行うためには、まずは変数を測定するための尺度を開発するところから研究をスタートさせてはならないことも少なくない。尺度の開発は、先行研究や自由記述法による質問紙調査などを通して、その概念をあらわすと考えられる項目を網羅的に収集したうえで、項目間の相関分析や因子分析によって当該概念を過不足なく的確に表す項目を選定する方法が進められる。またその際には、以下に示すようにその「信頼性」と「妥当性」の検証を行う必要がある。

4) 信頼性と妥当性

尺度の「信頼性」とは、尺度の安定性や精度の高さをさす。安定性とは、測定者が異なっても、何回測定しても、同一の事象については常に同一の結果

が得られることを意味する。信頼性を検証する方法には、同じ対象者に2回調査を実施して測定値の相関関係から信頼性を推定する「再テスト法」や、異なる調査者による測定値の相関関係を分析する「測定者間信頼性」、さらに回答者が質問項目にどれだけ一貫した答え方をしているかをみる「内的整合性」による「信頼性」がある。内的整合性の検討には、「スプリット・ハーフ法」や内的整合性を示す統計量である「 α 係数」によって推定する方法がある。

次に必要となるのは「妥当性」の検証である。妥当性とは、尺度が意図する概念を正確に反映して測定しているかどうかを問うものであり、代表的なものには非経験的な方法で検討される「表面的妥当性」「内容的妥当性」や、経験的方法によって検証される「基準関連妥当性」「構成概念妥当性」があるが、一般的には後者の経験的なデータによって裏づけられる妥当性が重視される。ここでいう「基準関連妥当性」は、測定しようとしている事象を測定するための標準化された尺度を外的基準として、その尺度と新たに作成した尺度との関連を分析することによって検証される。また「構成概念妥当性」とは、尺度で測定される構成概念が理論的規模をもって構成されているかどうかを問うもので、近年では確証的因子分析や共分散構造モデル分析などによって、因子やモデルの適合性を統計的に検証する方法がよく用いられる。もともと、既述のように、信頼性・妥当性には多くの方法が提起されているものの、それらすべてを検証することは、さまざまな制約から難しいことから、実際にはその中からいくつかの方法が選択されることが一般的である。

5) 標本抽出

次に、仮説を定量的に検証する場合、どのように対象を選定するか問題になる。仮説を検証して一般化したい場合、その対象全体を「母集団」と呼ぶが、母集団すべてを対象に調査を実施することは多くの場合、不可能であるため、その中から「標本」(サンプル)を抽出する作業が必要になる。標本抽出にあたっては、標本の偏りを防ぐため無作為に抽出することが望ましいが、ソーシャルワークの領域では対象が限られていたり、対象へのアクセスが容易でないことなどによって無作為抽出が行えないことも

少なくない。また、先行研究が限られているため、仮説の検証よりも仮説の探索的な構築が求められる場合もある。このような時には有意選択法によって標本を選定することになるが、その場合には、標本の選択手順と特性を明確にし、結果の解釈において慎重かつ限定的である必要がある。

6) 統計的検定

最終的に、仮説の検証は統計的検定によって行われる。統計的検定は、標本調査によって明らかになった結果が、母集団についてもあてはまるかどうかを推定するものである。通常、標本データから直接的に仮説を検証することはできないので、「帰無仮説」を想定し、それが棄却されることを通して、間接的に本来想定された仮説(対立仮説)が支持されたということができる。帰無仮説を棄却するには、標本調査から得られた標本統計量の出現確率を求め、それが十分に小さいと判断された時(通常は5%または1%未満を基準にし、これを有意水準という)、帰無仮説が棄却され、対立仮説が採択される。

上述した図2を例にとると、各変数間に示された数値は、パス係数といわれる統計量で、その絶対値が大きければ変数の従属変数に対する規定力が大きいことを意味している。また、矢印の太さで有意水準5%未満と1%未満を識別している。矢印のない変数間の関係は統計的に有意な関連があるとは認められず、線が太い方が統計的に有意であることを示している。線が太い方が統計的に有意であることを示している。例えば、3次元で把握された対処スタイルは「認知変容型」は「認知変容型」はバーンアウトへのパス係数が有意ではなかったため、負担感からバーンアウトを生じさせるメカニズムにおいて一定の抑制機能を果たしている可能性が考えられる。しかし、「回避・管動型」はバーンアウトを強める方向に作用している。この結果は、ストレス抑制機能をもつと想定される「対処」にも、そのスタイルによって機能や効果が異なる可能性があることを示唆している。いずれにしても、経験的な調査研究は一つの研究のみから結論を出すことはできないため、異なる標本を用いた追試や先行研究の結果との比較を通し

て、総合的に考察を行う必要がある。

4. 演繹的研究とソーシャルワーク実践のエビデンス

1) エビデンスの検証方法

冒頭において述べたように、ソーシャルワークの演繹的研究は、実践が理論に基づいて展開され、その結果、意図された効果がもたらされたかどうか、すなわち実践の効果を科学的根拠(エビデンス)を検証するという機能をもっている。近年、科学技術の進歩や説明責任を重視する潮流から、経験や勘に基づき実践からエビデンスに基づいた実践への転換が謳われるなかで、エビデンスの検証が重要な研究課題になっている。そこでここでは、演繹的研究の方法論の観点から、ソーシャルワークにおけるエビデンスの検証方法とその課題について言及してきたい。

1990年代以降、医療の領域で発展したエビデンスに基づく実践は、さまざまな批判や問題点はあるものの、ソーシャルワークの領域においてもその必要性が認識されつつある¹⁰⁾。ここでいうエビデンスとは、実践の有効性を示す科学的な根拠を意味しており、通常は「無作為制御調査」(RCT: Randomized Controlled Trials)という厳格な実験デザインによる検証によって得られる。RCTとは、ベースラインの状況に有意差のない、無作為に割り当てられた2つのグループに対して、特定の介入を行う「実験群」とそうでない「統制群」の介入後の効果の有意差を統計的に検証するという方法をいう。また、RCTによる調査研究の結果を系統的にレビューし、特定の介入や方法に関する有効性の大きさ(effect size)を既存の要約統計量から算出する、いわゆるメタ・アナリシスと呼ばれる手法を用いることにより、介入効果の有無やその多寡を比較することも可能である。こうしたエビデンスの検証作業は研究者や実践家によってなされるが、系統的なレビューには膨大な時間と労力が必要になることから、欧米では、コックレーン・ライブラリー(Cochrane Library)やキャンベル・レビュー(Campbell Review)といったデータベースのサイトが作られ、多数の評価者が協力者となって調査結果のレビューをウェブ

上にのせることによって、利用者の状況に即した介入効果のエビデンスに関わる大量の情報が収集・公開されている¹¹⁾。実践家らは、このサイトにアクセスすることによって、利用者や状況に応じた介入方法の有効性に関する情報を収集し、より効果の高い介入方法を選択することができるとしている。

2) ソーシャルワークにおけるエビデンスをめぐって

医療の領域で発展したエビデンスに基づく実践は、ソーシャルワークにおいてもその重要性が認識される一方で、エビデンスについての考え方やその検証方法をめぐってはさまざまな議論がある。以下にその代表的なものをあげておきたい。

第一に、ソーシャルワークの対象となる利用者を無作為に振り分けるRCTデザインをめぐると倫理的な問題である。利用者の問題が深刻かつ切迫している状況で、利用者を介入を実施する実験群と実施しない統制群に無作為に振り分ける方法には倫理的な問題が生じる可能性がある。ソーシャルワークの領域でRCTが実施可能な場面は、例えば基本的なサービスのほかにオプションとして提供される実践に対して、その利用を希望する一定数の待機者が存在し、彼らが実験的研究の趣旨や方法を理解し、参加を希望した場合である。なおこの場合は、待機群についても実施群へのサービス終了後に同様なサービスが提供されること前提になる。しかしながら、本人への丁寧な説明と理解を前提にRCTによる治療が幅広く行われている医療の領域と異なり、ソーシャルワークの利用者には判断能力に障害のある人や、調査研究に拒否的な人々も含まれるため、このような手続きが踏めない場合がある。とりわけわが国では、個人情報保護法の制定によって、本人への説明や同意なくして調査を実施することが厳しく制限されるようになっており、説明と同意が困難な利用者に対するエビデンスの検証は、手続的にも一層難しくなっている。また、かねてよりソーシャルワーク実践の評価では、このような倫理的問題を回避するために、統制群を用いないシングル・システム・デザインによる効果の検証方法が提唱されてきた¹²⁾。しかしながら、シングル・システム・デザ

インであったも、介入と効果の因果関係を厳密に特定しようとする場合は、A-B-A-B デザインなどの実験的な手法を採用することが求められる。その場合は介入を一時的とはいえ中断しなければならぬ。倫理的な問題は残される。

第二に、ソーシャルワークにおける介入の定義と、他のサービスを含めた介入環境の制御が難しい点がある。実践のエビデンスを検証するためには、実践方法が他の状況においても再現できるような操作性に定義されなければならないが、ソーシャルワークは「目に見えない」信頼関係を基盤に、生活支援と連動して展開されるため、どの部分がソーシャルワークの介入にあたるのかを厳密に区別して定義することが難しい。例えば、筆者がかつて行った介護保険施設相談員への全国調査においても、「何れでも屋」と郵輸される彼らの業務には、介護や送迎など相談援助にとどまらない幅広い内容が含まれ、かつ、施設に設置が義務づけられた介護支援専門員との兼務や業務の重複が生じていることが明らかになっている¹⁴⁾。ソーシャルワークの歴史が浅く、その実践が十分に根づいていないわが国では、ソーシャルワークのエビデンスを検証する以前の問題として、ソーシャルワーカーの実践そのものをまず把握するところから研究をはじめなければならないことも珍しくない。さらに、利用者の抱える生活問題が多岐に渡ることも少なくないため、ソーシャルワーカーによる支援以外にも多様なサービスが提供されていることが一般的である。したがって、1種類の介入の有無で実験群と統制群に分けたとしても、その他の支援やサービスといった介入要因を統制することが難しく、効果がどのサービスによってもたらされたのかを特定することが難しい。

第三に、ソーシャルワークの非定型性に起因する問題があげられる。医療の場合と異なり、ソーシャルワークで提供できる支援は制度や機関によって大きく異なることも、それらの制約を受けるため、必ずしも理想的なたちで定型的な支援を提供することができないこともある。例えば、わが国における介護保険制度や障害者の支援費制度では、要介護度等によってサービスの利用限度額が設けられており、必要があっても相応の自己負担をしなければサービスを利用することはできない。その一方で、専

門家がサービスを必要であると判断しても、利用者がさまざまな理由から拒否することもある。また、ソーシャルワークでは利用者の自己決定が重視される。専門家の立場から理想的、効果的な支援プランが存在したとしても、利用者がそれを望まなければプラン通りに支援を実施することはできない。同じ状況にある利用者でも、本人が望む支援のパリエーションは多様であるとともに、利用者の動機づけのレベルによっても介入効果は異なってくる。利用者の意思でサービスを利用していない場合は、ベースラインの時点でサービスに対する動機水準が低いことから、彼らをサービス利用者として対する統制群に加えることはできない。さらに、ソーシャルワークは、ソーシャルワーカーと利用者の関係性に基づく相互作用によって展開されるため、仮に介入プログラムの再現性が確保されていたとしても、相互作用の同質性が確保されるとは限らず、人的要因によって効果が左右されることも大いにありうる。

このようなソーシャルワークの特性から、エビデンスに基づくソーシャルワーク実践については、エビデンスに加えて、利用者の自己決定や機関の組織的要因を総合的に判断する「臨床的専門性」を中心に据えた新しいモデルも提示されている¹⁵⁾。ただし、このモデルにおいてもエビデンスは必要構成要素となっており、上述したさまざまな課題をふまえても、その検証が求められることに変わりはない。

5. ソーシャルワークの演繹的研究をめぐる論点

以上、ソーシャルワークの演繹的研究について、主にその方法を中心に論じてきたが、最後に演繹的なソーシャルワーク研究を実施する際に考慮すべき点を1) 研究対象、2) 研究方法、3) 研究主体、4) 研究と倫理の4点から示しておくたい。

1) 研究対象—社会的排除からエンパワメントへ—
はじめに、ソーシャルワークの演繹的研究の対象と社会的排除の問題を指摘しておきたい¹⁶⁾。既述のように、演繹的研究は、「標準」を起点とする研

究方法であり、研究に用いられる尺度や分析方法もそのような前提に基づいて開発されている。しかしながら、ソーシャルワークでは、必ずしも標準的な状況におかれていない「声なき人々」、すなわち判断能力や言語能力が十分に発揮できない認知症高齢者や重度障害者をはじめ、幼い児童や虐待されている人々や、彼らがおかれている状況を対象にして実践される場面が少なくない。また、支援や研究に拒否的な人々もいる。そのような場合、仮説の検証に際して彼らの「声なき声」をどのように把握し、演繹的研究に包摂することができているかが課題である。ソーシャルワークの演繹的研究は、このような社会的に排除される可能性のある人々に焦点をあて、彼らの世界を検証し、理論に統合していかなければならないという使命をもっている。その際、その「声なき声」をどのように聞き、概念化し、変数化するのかが課題である。標準化されている既存の尺度や方法が使えない場合も少なくないことから、彼らの状況に照準化した仮説の構築と測定ツールの開発が必要である。なお、従来の演繹的研究には、ややもすると研究者が一方的に仮説を構築・検証し、対象となる利用者は単に調査される存在であるという一方向的なイメージが存在した。しかしながら、現実世界を生きているのは利用者であり、利用者こそが自らの置かれている状況を最もよく知りうる立場にあるともいえる。また、その状況を利用者自身が理解・検証し、研究結果を活用することでエンパワメントを図ることが求められている。したがって、ソーシャルワークにおける演繹的研究では、その対象は単なる受動的な存在ではなく、主体的な参加者であるという認識を確認することが重要である。

2) 研究方法—「普通」対「個別」および「主観」対「客観」—

次に、方法論的な観点から、「普通」と「個別」をめぐる論点があげられる。理論は現象の規則性を説明するものであり、普通性を志向する。ただし、社会的な現象には目に見えない部分が多く、幅があるうえ、例外も存在する。とりわけ個別性・特殊性の高い事象にとりくむソーシャルワークの領域に、そもそも標準的な状況や人々を照準に生成された理論が演繹的に活用できるのかという疑問も生じる。

その一方で、ソーシャルワークが非標準的な事象を扱う領域であるからこそ、そのような場面における仮説の検証が理論の検証と一般化に必要であるという考え方もあるだろう。また、「普通」対「個別」という観点からは、調査方法をめぐってもさまざまな議論がある。本稿では、定量的な研究方法による仮説検証のプロセスを示したが、そのみが唯一絶対的な方法ではなく、事例研究や特定の個別現象を詳細に記述するエスノグラフィといった定性的な研究方法を併用重ねる方法もある。しかしながら、既述したように、一つの事例が普遍的な意味をもちうる自然科学的な事象と異なり、社会的な事象には多様性がある。したがって、事例の代表性を判断することが難しい場合、仮説の経験的妥当性の検証という観点からみると、事例的検証が十分な説得力を持ち得ないことも否めない。したがって、事例を用いる場合は、事例抽出の方法と当該事例の相対的位置づけを明確にしたうえで、検証結果の解釈においてより慎重な対応が求められることになる。

さらに、「普通」と「個別」の議論に加えて、「主観」と「客観」の問題もある。近代科学の産産ともいべき演繹的研究では、事象をより客観的な方法で理解し、説明することが「科学的」であるとされ、そうした立場や方法論が重視される。とりわけ仮説の検証においては、概念が共通の意味世界として解釈されることを前提に分析が行われるため、意味の共通性を最優先する方法が要求される。しかしながら、標準化された尺度とはいえず、それですべてが測れるわけではない。操作化された概念であっても、人によって捉える意味世界は全く同一ではない。このことは調査する者とされる者の双方について言えることから、調査研究は、主観的な意味世界をもつ調査者と被調査者の相互作用を通して構築されるプロセスであるとも考えられる。いずれにしても絶対的な「主観」や「客観」が存在するわけではなく、両者は相互に規定しあう相対的な視点に過ぎない。したがって演繹的な研究の遂行にあたっては、「客観的であること」を志向しつつも、同時に「客観的であること」の限界についても認識しておくことが重要であろう。

3) 研究主体

第三に研究の主体、すなわち担い手の問題がある。実践家-研究者の乖離が認識されて久しい。日々、実践するソーシャルワーカーは忙しく、研究に十分な時間を費やす余裕はない。一方、研究の世界は日進月歩であり、常に新しい理論や方法が生み出され、その検証や活用が求められる。このような中で、研究者はやがて実践から離れ、実践家と研究者の乖離は拡大する傾向にある。こうした懸念に對して、欧米では以前より実践しながら研究にも従事するソーシャルワーカーの養成や、研究者と実践家のパートナーシップによって研究の進展を図る必要性が論じられている¹¹⁾。ソーシャルワークの演習的研究では、社会科学や行動科学で用いられる研究方法や解析技法の習得がまず前提となるが、わが国ではこれらの基本的な方法がソーシャルワーク研究者の養成課程のなかで十分に教授されていない現状がある。さらに、ソーシャルワークの実践評価ということになれば、シングル・システム・デザインなどのソーシャルワーク実践の特性に応じた実践評価の方法が習得され、実践の評価や仮説の検証に活用される必要がある。わが国においても、大学院を中心にソーシャルワークの研究方法に関わる教育の充実を図るとともに、実践家と研究者の有機的なパートナーシップを強化して、エビデンスを蓄積・公開・活用する仕組みを整備することが求められる。また、ソーシャルワークは、実践家と利用者の相互作用によって取り組まれる実践活動である。したがって、研究の対象の項でも述べたように、実践家と研究者に加えて、利用者の参加と協働によって展開される参加型の調査研究が、ソーシャルワークの研究方法として積極的に活用されるべきであろう¹⁰⁾。

4) 研究と倫理

最後に、演習的研究とソーシャルワーク倫理の問題についてあらためてふれておきたい。演習的研究であれ、帰納的研究であれ、ソーシャルワーク研究は、あくまでもソーシャルワーク倫理のもとで実践されることが前提であり、利用者の人権や利益の逸守が何よりも優先されることはいうまでもない。しかしながら、RCTの採用をめぐる論議からも明らかのように、経験的な検証をめざす演習的研究では

「科学的手続き」を重視するあまり、ソーシャルワークの倫理と葛藤する場面に遭遇することが少なくない。その結果、演習的研究が敬遠されたり、不適切な研究方法が安易に使用されていることもあつる。こうした実践に対する検証プロセスの不在から、不適切な実践が是正される機会を失い、結果的に利用者が被害を受ける事態も発生している¹⁰⁾。その一方で、わが国では社会福祉法の制定によってサービス評価のシステムが取り入れられているが、その方法論に目を向けると、施設設備や人員配置といった基盤整備の評価に重点がおかれていたり、評価者が便宜的に評価方法を考案・活用しているなど、本稿で紹介したような手続きに基づいた実践のエビデンスの検証にはなっていない場合が多数を占めているのが現状である。いずれにしても、理論と実践はどのような親和的であるべきなのか、また、どのような方法を用いれば、両者の相互作用的な発展を図ることが可能なのか、こうした本源的な問いかけが、「科学的手続き」を重視する演習的研究の遂行に当たって十分に吟味されなければならない。

6. 結びにかえて

ソーシャルワークにおいても利用者や社会に対する「説明責任」(アカウンタビリティ)が求められる時代を迎えている。こうした社会の要請に応えるためにも、理論を用いてさまざまな場面に於けるソーシャルワーク実践を経験的に検証することが従来にも増して重要になっている。また、このような実践の経験的検証を通して、理論と実践の矛盾が明らかにされ、理論の修正や実践の改善を促すことが可能になる。ソーシャルワークの演習的研究が、このような理論と実践の相互作用においてフィードバックの機能を果たすことで、利用者の最善の利益を追求する実践科学としてのソーシャルワークの発展が可能になると言えよう。

【注】

- 1) R.K.マートン, 藤原浩ほか訳(1961)『社会学理論と社会構造』みすず書房。
- 2) B.G.ブレイザー & A.L.ストラウス, 後藤隆ほか訳(1996)『データ対話型理論の発見』新曜社。
- 3) 岩田正美・小林良二・中谷陽明・稲葉昭英編(2006)『社

究] Vol.31, No.2, pp.124-132.

- 12) Cochrane Library は <http://www.cochrane.org/> を参照。Campbell Review は <http://www.campbellcollaboration.org/> を参照。
- 13) シングル・システム・デザインの方法論については、平山尚・武田丈・藤井美和(2002)『ソーシャルワーク実践の評価方法』中央法規出版, に詳しい。
- 14) 和氣純子(2006)『介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と要因』『厚生生の指針』第53巻15号, pp.21-30.
- 15) Regehr, C., Barber, J., Trocme, N., Hart, S., & Knoke, D. Towards an evidence-based model for risk assessment in child welfare: Concept paper. Ottawa: Social Sciences and Humanities Research Council of Canada. 附録書11) p.8.
- 16) Sheppard, M. (2006) Social Work and Social Exclusion. Ashgate Publishing Company.
- 17) Hesser, P.M. & Mullen, E.J. ed. (1996) Practitioner-Researcher Partnerships. NASW Press.
- 18) 参加型調査については、中野敏子(2004)『知的障害のある人の参加型研究の検討—支援方法の改善にむけて—』『明治学院大学論叢』第713号, などを参照。
- 19) 例えば、厚生労働省の調査によれば、平成18年度介護施設従事者等からの虐待について273件の相談・通報があり、うち54件が虐待であると認定されている。
- 4) Hiller, J.G. (1978) Living Systems. HcGraw-Hill Book Company.
- 5) Pincus, A. & Minahan, A. (1973) Social Work Practice: Model and Method. Peacock Press.
- 6) Germain, C.B. (1973) An ecological perspective in casework practice. Social Casework. No.4, p.323-330. なお、ジャーメインは次の文献で新しい概念を加えた生活モデルの改訂を行っている。Germain, C.B. & Gitterman, A. (1996) The Life Model of Social Work Practice. (second edition). Columbia University Press.
- 7) 社会福祉の調査方法論に関しては、3)の他に次のような文献が参考になる。今田高俊編(2001)『社会学研究法: リアリティの捉え方』有斐閣, 坂田周一(2003)『社会福祉リサーチ』有斐閣
- 8) 岩田秀樹(1998)『共分散構造分析(入門編)』朝倉書店などを参照。
- 9) 和氣純子(1998)『高齢者を介する家族』川島書店
- 10) 研究全体の概要については次の文献を参照されたい。東京都老人総合研究所編(1996)『高齢者の家族介護と介護サービスニーズ』光生館
- 11) Robert, A.R. & Yeager, K.R. (2006) Foundation of Evidence-Based Social Work Practice. Oxford University Press. EBSW については、わが国では秋山節二がその動向を論じている。秋山節二(2005)『Evidence-Based ソーシャルワークの理念と方法』『ソーシャルワーク研

子どもの保護という側面からみた慣習の再考

——「養児保護」に着目して——

姜 恩 和

要旨：日本では伝統的に養子縁組や里子家庭委託など、「他人の子どもの」養育が盛んに行われていたが、このような慣習を家庭的養護の一種、または家庭的養護が発展しうる地盤としてとらえる視点はあまりみられない。それは、慣習が子どもを安全を脅かす危険性をはらんでいて、このことへの注意によるところが大きい。本稿では、児童保護行政の歴史的な大正後半に構想されていた「養児保護」に着目することによって、慣習が子どもを家庭的養護として残り得た可能性を見いだすことを目的とした。

「養児保護」の対象となるのは施設や親戚などのはるかに危険にさらされる可能性が最も高い子どもたちであり、養児がおかれていた不適切な環境や養育者の利益に左右される状況を改善することが主目的とされていた。一方で、「養児保護」は他人の家での子どもを委託するという慣習を残しつつ、子どもの保護を図る可能性を含んでいたが、それは実現に至らず、「養児保護」が制度化することはなかった。

Key Words：慣習、「養児保護」、家庭的養護、児童保護行政

I. 課題設定と研究方法

1. 課題設定

日本は伝統的に養子縁組や里子家庭委託など、非血縁者による養育が盛んに行われていた歴史をもっている（有賀 1969；竹内 1969；岩本 2006）。しかし、「他人の子ども」の養育という慣習を、家庭的養護の一種、または家庭的養護が発展しうる地盤としてとらえる視点があまりみられないのは、松本（1986）、宮島（2006）の指摘のように、明治末期から大正、昭和にかけて、養育料を目標にして子どもを貰い受け、子捨てや殺害を繰り返す事件が数多く発覚したことなど、慣習が虐待や売買などの危険性を是らんでいたことに注

2009年5月1日受付/2009年11月4日受理

KANG Eunhwa
 首都大学東京都市教養学部
 E-mail: mniuna@tmu.ac.jp

でも、報酬を受けることを目的として養育される場合などにおいて、公の介入が必要な「養児保護」の対象としたのである。これを家庭委託の一種としてとらえる視点はほとんどなかったが、それがただちに他人の家での委託をすべて禁じる方向へ進むことを意味したわけではなく、この構想が実現していれば、子どもの安全を脅かす危険性を払拭し、私的な家庭委託を公的な里親制度として発展させていく流れが確立する可能性も考えられたが、それが実現することはなかった。

本研究では、「養児保護」に着目することによって、他人の子どもの養育という慣習が家庭的養護として残り得た可能性を探り、「養児保護」の制度化がどのような経緯によって実現しなかったかを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

この項では先行研究における慣習の捉え方について述べた後、欧州の例との比較を行い、慣習への障心が阻まれた理由を突き出す。

松本（1986：81-93）は、現行里親制度の発足と問題点について、たてまえ上、近代的児童福祉と問題点として里親制度の重視が標榜されたもの、実際には戦前の私的、營利的になされたものの、里子預りについて、養育料あるいは労働力をあてにしているという根深い不信感があつたことを指摘している。したがって、高度経済成長のなかで、農業人口が減少し、児童労働の活躍の余地がなくなつたことは、労働力利用の目的による里親申込みを減少せしめ、これが結果的にみた里親不振のひとつの原因であり、制度の本来の発展にとつてむしろ望ましいことであるとした。

宮島（2006：2）も、明治末期から大正、昭和の初期にかけて、養育料を目標として、子どもを貰い受け、子捨てや殺害を繰り返す悲惨な事件の報道とそれへの注目が、昭和8（1933）年の子の（旧）児童虐待防止法、昭和12（1937）年の母子保護法の成立へとつながり、養親・里親養育への不信にもつなぐたと指摘している。したがって、「この国の『伝統』とは、『家』や夫婦のため

の養子縁組・里親委託なのであって、子どものためのそれは、異質なものであり連続的に捉えることは適当でない」（宮島 2006：17）との考え方を示している。

このように先行研究では、戦前の慣習による里子は、養育料あるいは労働力をあてにしているものとし、子どもの保護とは明確に区別されるものとしてとらえている。

しかし、諸外国の里親制度の発展過程においては、必ずしも最初から子どもの保護に重点をおいて制度をスタートさせたわけではなかった。欧州を例にとると、イギリスでは劣悪な条件で労働を強いられたい児童に対して法律の整備を重ね、1870年に里子の委託先に対する規制、監督、養育費の支給などを規定する「里子規制」を制定し、1872年には職業的な里親に対して地方当局に登録して認定を受けることを義務づける「乳幼児生命保護法」が制定される過程を通して、子どものための里親制度を確立していった（桑原 1989）。ドイツの場合は、「19世紀末に、他人の家庭で育てられる子どもたちの保護のために、ライプツィヒやハンブルクで公的機関が里親家庭の監督に乗り出したのが公的里親制度の成り立ちである」（高橋 2004：88）。デンマークでも、19世紀に田舎の里親へ預けることが多かった子どもたちは、労働して生活費を稼ぐことが期待されており、20世紀に入ってからその不適切性が認識され、子どもへのケアに関連する法が制定されたのである（湯沢 2004：149）。

このような諸外国の例を参考にすると、日本では他人による子どもの委託という慣習が家庭的養護とは異質なものであるとしてとらえられてきたため、私的な家庭委託が公的な里親制度として発展していくゆきに対する関心自体が阻まれてしまったのではないかと思われる。

3. 研究方法と用語の定義

これまで「養児保護」に焦点をあてた先行研究はほとんど行われていないが、「養児保護」は、慣習として行われていた「他人の子ども」の発行

育児」とは異なり、「養児」としては、

愛知県令第九号 何等の名義を以てするに拘はらず金銭物品其他の報酬を受け又は受けるの契約を以て五歳未満の幼児を引受け養育するものは引取りたる日より七日以内に左の事項を記載し所轄警察官署に届出べし届出の後其事項に変更を生じ又は養児死亡したるときは即日届出べし
明治三十年二月二十二日

- 一 養児の氏名、生年月日及其実父母（私生児にありては其母）の住所氏名
- 二 養竹料其他の報酬を受け又は受ける契約に関する事項
- 三 養育者の住所氏名及び家族の員数
(社会保険研究会 1982：691)

三県とも親元の直接交渉に基づき子どもの養育に報酬が絡むことを警戒しているが、福井県において、実父母の幼児保護を目的とする届出を規定していることは、慣習が児童保護との接点を持ち得る可能性を示唆している。

2. 育児事業協議会を通じてみた児童の委託
この項ではまず、内務省関係者と育児院長をはじめとする施設職員たちによって開かれた「第一回育児事業協議会」(育児事業協議会 1911)を通して、育児施設がどのように子どもの委託に関わっていたかを分析する。この資料を取り上げることにより、施設と関わりのない子どもを想定した養児保護規定が打ち出された背景をより深く理解することができると考えられる。

明治44(1911)年に開かれた第一回育児事業協議会では、育児の方法から施設運営、退院後の保護などに至る幅広い内容が協議された。そのなかで、家庭委託と関連するものとして「第五 退院者二関スル事項」「第六 委託児童及徒弟⁵⁾委託二関スル事項」について取り上げることとする。「第五 退院者二関スル事項」では、退院者と院との連絡方法や退院後の保護方法、退院後の成

取も時期の早い明治26(1893)年12月16日に制定された福井県の規定は以下のとおりであるが、養育者の届出以外に、実父母の届出について触れている点は特徴的である。

福井県令第六十五号 何等の名義を以てするに拘はらず六歳未満の幼児を金銭其他の報酬を得又は得るの契約を以て子養し若しくは受託養育する者は其児の実父母私生のもは其生母の住所氏名を記し七日以内に所轄警察署又は分署に届出づべし
実父母又は生母は幼児保護の目的を以て其養育主の住所氏名を記し養育主所在地の警察署又は分署へ届出ることを得。
(社会保険研究会 1982：691、傍点は筆者)

上記の内容から、養育者の届出を義務としていないのに対し、実父母の届出は強制力がなく、「幼児保護の目的」と書かれており、この規定が必ずしも報酬の絡むものだけを想定していたわけではないことを知ることができる。

続いて明治28(1895)年10月6日に制定された徳島県の規定では、受託者と実父母の届出を分けて、連署するようになっている。

育児保護規則
第一条 何等の名義を以てするに拘はらず金銭其他の報酬を得又は得るの契約を以て六歳未満の幼児を子養し若しくは受託養育する者は其幼児の父母(父母なきときは其保育人)と連署の書面を以て七日以内に所轄警察署又は同分署へ届出づべし。(社会保険研究会 1982：690、傍点は筆者)

連署の形をとっている徳島県と、前述の福井県の規定では実父母について触れているが、それ以降の愛知県の規定からは実父母についての規定はなくなり、もっぱら養育する者に関する内容へと絞られる。愛知県では、届出の内容が簡条書きとしてより具体化されており、また他の二県の「養

子どものことで、委託によって養育される児童は「里子」、養子縁組をして養育する児童は「實子」である。「養児」のなかでも、報酬を受けることを目的として養育される場合や、乳母がないのに1歳未満の養児を養育しようとする者、養児2人以上を養育しようとする者、公費の救助を受け者などによって養育される場合に、公の介入が必要ない「養児保護」の対象とされた。ただし、14歳未満の養児であっても、養児を養育する者が養児の親戚であるとき、または児童保護を目的とする官立公立もしくは公益法人の施設、その他児童保護に關して行政官庁の許可を受けた施設であるときは養児保護規定が適用されず、養児が家内親戚人である場合も同様であった。

したがって、「養児保護」は、施設や親戚などの介入がなく、最も危険にさらされる可能性が高い子どもたちに対して構想されていたものといえる。次第から、各種の調査会の資料、また児童保護行政に關する会議資料を通して「養児保護」の内容を分析し、慣習として行われていた「他人の子ども」の養育を行政側がどのようにとらえていたかを明らかにする。

II. 児童保護行政における養児保護案

この節では、明治期の「里子及實子」に関する規定(社会保険研究会 1982：690-1)と明治44(1911)年に開かれた育児事業協議会、そして内務省と救済事業調査会における養児保護案を分析することによって、児童保護行政において「養児保護」がどのように考えられていたかについて考察する。

1. 明治期の「里子及實子」に関する規定
まずは、後に構想される養児保護規定の前身ともいえる、徳島県・福井県・愛知県の「里子及實子に関する規定」について分析する。これらは報酬を得て幼児を養育する者の届出を定めた点においては共通しているが、詳細な内容はやや異なる。

を行政側がどのようにとらえていたかを示す材料である。本稿では、児童保護行政の誕生・福井県立の立案文書や内務大臣の諮問機関として設置されていた各種の調査会の資料、また児童保護行政に關する会議資料を通して、「養児保護」の内容はどのようなものであったか、またそれが実現に至らなかった経緯について分析する。

以下は、本稿で用いている用語の定義および「養児保護」の背景となる戦前の児童養護状況について述べ、戦後の社会的養護との違いについて簡単に記しておく。

戦後の社会的養護は「施設養護」と「家庭的養護」に大別され、児童相談所が措置機能をもち、保護が必要となる子どもを施設または里親に委託する。里親制度は「家庭的養護」の柱であり、2002年10月、2009年と続く制度改正によって、里親の種類が養育里親、親族里親、短期里親および専門里親に分けられた。さらに家庭復帰が可能になるまで育てる養育里親と、法的に親子になる「養子縁組」を前提とした里親に分けられるなど、目的に応じてその種類が明確に区分されている。

一方戦前の児童養護状況についてみてみると、『本邦社会事業概要』(内務省社会局 1922：93)では、育児事業を「棄子、孤児、其他の貧民並に養育して扶養を受け能はざるものを養育する事業」としてしている。その育児事業を行う施設として、育児院、育児施設などが併用されていた。育児施設での養育方法は、「乳児は之を里預けに出し、院内にて養育する者は多く学齢中の児童なり」(内務省社会局 1922:98)というものであった。さらに退院後に關しても、「父母其他親族に引取らせ能はざるものは、多くは義務教育終了後職業又は家事見習いの為め適当な家庭にその養育を委託し独立を圖る」(内務省社会局 1922：99)こととから、施設が家庭的養護にも深く関わっていたことを知ることができる⁹⁾。

「養児保護」の対象となるのは、このような施設との関与のない子どもでもある。1. で述べたように、「養児」とは、委託や養子縁組、その他扶養義務者以外の者によって養育される14歳未満の

績実況について議論されている。棄児および孤児のように保護者のない子どもを養子や徒弟に出している施設が多く、内務省嘱託の留問委員から、子どもの虐待についての危惧が示されたが、それに対しては、子どもを外に遣わす前に家を調査し、委託した後は見回りを実施しているとした。また、保護者の家が子どもを養っていきけるという十分な見込みがないと返さず、養子に遣わす家は子どもがいない家に限定する、子どもを引き渡すときに虐待しないなどの約束をもちらうなど、子どもの安全の確保のためにさまざまな工夫がなされていた。

次は「第六 委託児童及徒弟委託ニ関スル事項」についてである。

当時は乳児への人工栄養の確保が十分できず、乳児を里子に出すという方針がみられる。乳児については乳で育て、乳がいなくなったら里子から院に戻るようになっているが、引き継ぎ育てたいと里子から申し出がある場合は、里子の能力を測ることで、子どもの体重を測ることを通して問題がないと判断した場合に引き続き預けていく。その際に、里子の質をどのように保てるかが大きな課題であった。

徒弟委託の子どもの年齢は大体13、14歳であるが、一般に施設の子どもに対しては、容易に徒弟にできると思う人が多く、申し込み者も多い。しかし、子どもの安全を守るためにはその家庭を十分に調べ、具体的な契約書をとっておかなければならない。また、徒弟委託の際に育見院の子どもとしてではなく、経営者の名前の下で預けるほうが、子どもの利益となるという意見がみられる。この協議会の議事録を通して伺えるのは、まだ国としての統一した育見施設や育見保護の方法が提示されていない段階において、各施設が子どもの安全を守るために知恵を絞るがら外部委託を実施していたことである。施設からの委託は、おむね、乳幼児を里子に出して学齢期に院に戻すこと、退院後に養子や徒弟に出すことの2つに分けられるが、子どもの安全の確保のために、子どもが遣わされる家を事前に調査し、委託した後

見回りを実施する点については養子縁組と里子家庭委託、徒弟ともに共通していた。

ここでは養児についての直接的な言及はないが、後の「救済事業調査会」の委員となる小河の「里子の保護に就て」(小河 1913)を参考にすることで、外部での子どもの委託の状況を知ることができる。

すなわち、里子に預ける場合は、公設または私営の児童保護機関の交渉による場合と、親元の直接交渉に基づく場合の2種類があり、前者と、直接交渉のなかでも中等以上の家庭の場合はあらかじめその家庭の選択に注意を払うことができるため、弊害が少なくなることが期待できる。ただし、すべての施設に対してそのような期待をもてるわけではなく、また私生児や一般下層社会においては、里子の選択や養育料を払えるだけの余裕がなく、子どもが悲惨な状況におかれる可能性がきわめて高いため、里子を保護するという意味で里子取締法規を制定すべきとしている。つまり保談機関によるか、親元の直接交渉によるかによって区別することなく、里子の保護のための包括的な取締法規が論じられていたのである。もしこれが実現していれば、先行研究で述べたような諸外国の例と非常に近い形で里親制度が確立していったのではないかとと思われる。

しかし、その後に出された内務省の養児保護案は、親元の直接交渉に限定したものであった。それは、施設からの里預けにおいては各施設の努力によってある程度子どもたちの安全が保たれており、そのためまずは保護の必要性の高さから優先的に取り扱おうとしたことの表れではないかと思われる。

3. 内務省と救済事業調査会⁶⁾における養児保護案について

この項では救済事業調査会と内務省の間で行われた、養児保護案に関する審議、答案について分析する(内務省社会局 1920)。
救済事業調査会は、発足直後の大正7(1918)年7月6日に、政策的対応が必要な項目につい

て、「一、生活状態改良事業、二、貧民救済事業、三、児童保護事業、四、救済的衛生事業、五、教化事業、六、労働保護事業、七、小農保護事業、八、救済事業補助監督」の8分類にそれぞれ詳細な項目を設け、当時の内務大臣水野錬太郎宛に報告した⁷⁾。児童保護事業に関しては、(1) 養育、(2) 貧児教育、(3) 児童虐待防止、(4) 少年労働制度、(5) 浮浪児、不良児ノ処置、(6) 少年犯罪防止、(7) 其他の7つの詳細項目を挙げ、特に(1)から(3)を「政府ニ於テ速ニ調査ヲ遂ケ諮問ノ上実行セラレントコトヲ望ム」項目として掲げた(内務省社会局 1920: 12)。

調査会の案に対して、内務省は、約1年3か月後の大正8(1919)年10月29日に、内務省発地第258号の「議案 児童保護ニ関スル施設要綱」を發し、救済事業調査会に次のような内容の條議を求めた。(1) 児童保護ニ関スル機關ノ設置、(2) 就学保護ノ方法、(3) 養育保護ノ方法という3つの項目と、最後に(参考)として母子扶助ノ方法が付け加えられている。これは救済調査会の案とは相当異なる内容であり、「養育保護ノ方法」は内務省の案で登場したものである。その理由として考えられるのは、下記で述べる内務省の「養育保護」についての調査結果である。

大正11(1922)年の本邦社会事業概要には、大正8(1919)年3月末の時点での、報酬をもつてする16歳未満の養児の調査結果について書かれている。その数は東京府を除き里子9879人、賈子9891人で、合計19770人(男8698人、女11072人)であり、預かっている人の職業別では、農家が最も多いが、芸妓屋、貸座、遊藝場等、児童養育上も不適当な職業に従事している者も少なからず占めていた。この調査結果の紹介とともに、「一般に里子賈子等の養児の中には私生児、極貧者の児等も多く、又保育人は利益を目的とし、児童を犠牲にする場合多きが故、養育児童の健康並びに教育に關シ公の保護監督を行ふことと極めて重要な事なり」(内務省社会局 1922: 129)とし、「養育保護」に関する統一的法規の制定が急務であるとしている。

内務省が「養育保護」に関してまとめた要綱では、「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス利益ヲ受ケ又ハ之ヲ受クルノ目的ヲ以テ委託ニ依リ養育スル児童(里子)又ハ養子縁組ヲ為シ養育スル児童(賈子)ハ一定ノ年齢ヲ限リ養育トシテ之ヲ保護スルコト」とし、「養育ラシテ正規ノ労働ニ従事セシムルトキ、特定ノ業務ニ就カシメ又ハ就カシメトスルトキ」を、利益を受けることを目的とした養育とみなし、養育を養育する者は児童を引き取る時から7日以内に住所地区町村長に届け出ることとした。これは親族や児童保護を目的として許可を受けた施設には適用されず、もっぱら他人による私的な養育が対象となるもので、保育人の利益のために児童が労働に従事することが強く警戒されている(内務省社会局 1920: 32-3)。

調査会は、内務省の案を受けて検討を行い、2か月後に「養育保護」に關して以下のように提案した。

三 左ノ要綱ニ依リ養育保護ニ関スル法規ヲ制定スルコト

- (一) 養育ト称スルハ左ノ各ノ一ニ該当スル十四歳未満ノ児童ヲ謂フコト
 - (1) 委託ニ依リ養育セララル者
 - (2) 養子縁組ニ依リ養育セララル者
 - (3) 其ノ他扶養義務者若ハ同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニ依リ養育セララル者
- (二) 養育ヲ養育セムトスル者左ノ各ノ一ニ該当スルトキハ養育ヲ引取りタル時ヨリ七日内ニ住所地市町村長ニ届出ツヘキコト但シ養育家督相続人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - (1) 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル目的ヲ以テ養育ヲ養育セムトスル者
 - (2) 乳母ナクシテ一歳未満ノ養育ヲ養育セムトスル者
 - (3) 養育二名以上ヲ養育セムトスル者
 - (4) 公費ノ救助ヲ受クル者
 - (5) 内務大臣ノ指定スル業務ニ従事スル者
 - (6) 内務大臣ノ指定スル犯罪ニ因リ刑ノ執行

- 行ヲ受ケタル者又ハ刑ノ執行猶予中ニ在ル者
- (三) 前項ノ規定ニ依リ届出ノ義務ヲ有スル者ハ養児死亡シタルトキハ二十四時間内ニ養児ノ養育ヲ停止若ハ停止シタルトキハ七日内ニ住所地町村長ニ届出ツルハキコト
- (四) 地方長官ハ第二項各ノ一ニ該当スル者ニ対シ必要アリト認ムルトキハ養育ノ停止若ハ停止ヲ命ジ又、養児ノ公益法人其ノ他ノ者ニ引渡シシメ其ノ他養児保護ニ必要ナル処分ヲ為スヲ得ヘキコト
- (五) 前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ養育者ニ対シ養育上必要ナル費用ノ負担ヲ命スルヲ得ヘキコト
- (六) 第二項第三項ノ届出ヲ為ササル者及第四項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ処スヘキコト
- (七) 養育ヲ養育スル者養児ノ親戚ナルトキ又ハ児童保護ヲ目的トスル官立公立若ハ公益法人ノ施設其ノ他児童保護ニ関シ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル施設ナルトキハ前各項ヲ適用セサルコト

(内務省社会局 1920: 53-5)

調査会の案も養児に報酬が絡むことへの警戒が強いなど、基本的に内務省案と共通している一方で、養児の定義がより具体化した。大正11(1922)年の本邦社会非業概要(内務省社会局 1922: 129)によると、養育の報酬は子どもを引き取る者が出す場合と子どもを託す者が出す場合とがあり、前者においては里子が平均107円、貰子が104円、後者においては里子が平均65円、貰子が77円であった。大正5(1916)年における、養児ひとりに対する養育費の平均が38.6円程度であったことを考えると、おおまかにいって、子どもを引き取る者はその約3年分、子どもを託す者はその2年分程度を払っていたことになる(統計局 1918: 382)。子どもを引き取る者が報酬を出すことを、子どもの労働力を期待してのものであるとするならば、子どもを託すほうが報酬を出すのは、子どもは養育費としてとらえられるが、それよりも

むしろ私生児の転売による貰子殺しや、養育料を目的とした預かりに対する強い警戒心を表しているといえよう⁹⁾。

しかし、富田(1916)の指摘からは、内務省や調査会が取り締まりの指針からは、内務省や出した背景を知ることができると同時に、一方では、「養児保護」が、児童保護に重点をおいた家庭委託との接点をもち得たと考えられるのである。

里親といわば鬼畜にも等しき人喰婆とのみ思われ、里子といわば餓鬼生活のあさましき養児とのみ思われるのであるが、事実決してそうばかりではない、綿密なる里親の選択と不足なき養育料の支払いは、個人間においてさえ多くの場合においては、善良なる結果を求め得られるものである。(富田 1916: 59-60)

家庭委託との接点の可能性は、以下の資料を通じても確認することができる。

当時、内務省地方局⁹⁾は『欧米各国児童保護ニ関スル法規』を大正8(1919)年3月および大正9(1920)年3月にそれぞれ刊行して、『英国1908年幼年者法』をはじめ欧米諸国の法規を全文翻訳紹介しており、内務省地方局長の添田(1920)も「我邦児童保護の現在及将来」という論文において米国の制度を参考例として多く取り上げるなど、行政当局者たちは先進欧米諸国に最先端の成果を学び、それを立法政策として移入、採用しようとした。添田(1920)は育児事業に関して、まずは子どもが生まれ育った家庭で育てられることが望ましいとし、自己の家庭において養育が難しい養児は、なるべく家庭委託を進める必要があるとした。続けて彼は以下のように述べている。

我邦は孤児、貧児に対しても親族又は隣保に於て之を教養するの美風を有するが為め、此等の保護を要すること今後と雖も外国に比

して劣かるべきは明かなると共に、更に他方家庭委託を為し得べき農家も亦少からざるべきを以て、家庭委託を慣行せむとする際には、欧米の夫れに比して或は易々たるべしと信ずべき理由がある。(添田 1920: 6)

これは、慣習が家庭委託の普及の下地として期待できるといふ内容であり、「養児保護」という表現が直接的には使われていないにせよ、慣習と児童保護との接点として理解することができる。

また、『社会事業』第5巻においては「現時我が国に於て如何なる児童保護事業の施設を急務とすや」という記事が掲載されている(全国社会事業大会特別調査委員 1921: 367-78)。これは大正9(1920)年6月上旬に開かれた第五回全国社会事業大会の第二部会において児童保護について議論されたものを、さらに特別委員12人が研究審議した結果である。第二類の四の「家庭的保護」においては、「養児保護」について「保護委託協会及其他の方法に依り養児(里子、貰子)に対し家庭の調査又は委託後の保護及監督等をなす」と非かれている(全国社会事業大会特別調査委員 1921: 372)。特別委員会が具体的にどのような構想をしていたかを知るすべはないが、大正15(1926)年の『本邦社会事業概要』および昭和3(1928)年11月の『本邦社会事業概況』に紹介されている落北里子保護会はそのヒントとなる。落北里子保護会は大正13(1924)年3月に京都府愛宕郡に設置された。同郡内には古来多くの里子を養育、愛護する美風が行われたが、大正十一年一月調査に依れば、九箇村に亘りて二百五十一名の里子あり、落北里子保護会は郡内の里子の保護、委託の紹介及一般児童の健康増進を図ることを目的とし、医師及保母を置き、里子の發育状態を視察して育児の指導及治療を為すので、同会を里子保護事業の先駆や模範としてとらえた(内務省社会局 1926: 192-3)。これは「養児保護」が家庭委託へと発展していくひとつの形を示したものであり、統一的な法制の確立を図ることに

よって、「養児保護」が家庭委託として位置づけられる可能性を示唆している。しかし、落北里子保護会は、大正15(1926)年6月に郡役所廃止と同時に自然消滅した。

その後、3回にわたって「全国児童保護事業会議」が開かれる。この会議は立法のために社会の世論をつくるという内務省社会局の期待を背負い、中央社会事業協会が主催したものであり、全国の社会事業家が児童保護事業について幅広く議論されているが、そのなかで「養児保護」に関連する部分に焦点をあててみる。

大正15(1926)年12月に開かれた第1回の会議の決議並びに建議事項として、「育児事業に関する件」のなかに「一、育児事業に関する法規並びに里子取扱ひ法規制度を内務大臣に建議すること」とあり(中央社会事業協会 1927: 76)。第2回目の昭和5(1930)年11月にも、「四、児童保護法ノ制定ヲ其ノ筋ノ簡便ヲ建議スルコト」として「4、貰子及里子等ノ取締」を掲げている(中央社会事業協会 1931: 14)。大正15(1926)年から昭和2(1927)年までは、社会事業調査会で定められた「児童扶助法案」や「児童保護事業に関する体系」などについて活発に議論されていた時期であり、「養児保護」についても制度化が提案されていたが、昭和9(1934)年6月の第3回目の会議では「貰子及里子等ノ取締」についての議論は見当たらない。このように「養児保護」は、取り締まり的な性格のものとしても法制化されることはなかった。次節ではその理由について分析していく。

III. 養児保護の法制化の挫折

まず、戦前の内務省の嘱託や日本社会事業協会の副会長を歴任した生江(1947: 10-1)¹⁰⁾によると、「養児保護」に関する法規は、「調査会の審議後の答申に対し、政府の一隅より相当強度の反対意見が現れたので、遂に諮問に付するまでに至らなかった」。その反対理由は以下のとおりである。

眞子として取扱われる私生児は、多く富豪や貴族等の所謂特殊階級の隠子なので、もし養児の場合一律に届出を要するものとすれば自然これら身分が公にされ、特に眞子殺しの如き不幸事件が発生した際には、その結果が世上に公示される畏れがあり、その結果特権階級の威信を失い、ひいては教化を阻害を及ぼす嫌があるとして、その立法化を阻止することを主張した。(生江 1947: 10-1)

調査会において保護の必要を力説したものの、遂にその目的を達し得なかつたとしている。このことが「養児保護」の立法化が妨げられた最も直接的な原因なのではないかとみられる。

2つ目は、養児保護案を含めて、大正8、9(1919、1920)年に構想された児童保護法案は法律化されず、その後昭和8(1933)年に児童虐待防止法、昭和12(1937)年に母子保護法が制定されたこととの関連で考えられる。寺脇(1998: 43)によると、社会事業調査会による「児童保護事業に関する体系」において、養児保護問題は児童虐待防止の項に含まれており、養児保護としてよりも虐待の発生源としてとらえられていることが確認できる。また、中央社会事業協会の「里子に関する調査」(1929年9月)にて、「偶然にも私生児の名を以て生れ、或は貧困の家に生れた、ために里子或は養児として母ならぬ人の手に育てられる子体」(傍点は筆者)を「薄幸な世を送る子供達」とし、統一的な里子保護規定の必要性について述べながら、まず子どもたちの状況を調べるために全国の育児院において取り扱った里子の数を調査している(社会保障研究会 1982: 763)。結果的に、このような「母ならぬ人の手に育てられる子供」は薄幸であるという認識は、里子保護規定ではなく母子保護法の制定へと結びついたのである。

3つ目は、養児自体の減少である。大正8(1919)年3月の時点で養児は東京府を除いて約2万人であったが、その後本邦社会事業調査会が全国調査を実施した結果が書かれている。報酬をもつ

とする14歳未満の養児は、昭和6(1931)年8月1日現在男2,574人、女2,666人で、合計5,240人である。養育者の職業については、農家が最も多く1,854人、次は職工労働者で1,111人であり、物品販売業者、芸妓置屋業者、公務自由業者、料理店業者と続いている。その他に飲食店、遊芸種、待合、遊技場、遊覧所等、児童養育上最も不適当なる所にある者も相当多数に上っている(内務省社会局 1933: 225-6)。前回の調査では東京府を除いた16歳未満が対象だったのに対し、昭和6(1931)年は14歳未満と低く、東京府を除いたという記述がないことから、おそらく全国対象のもの、両者を比較した際に最も際立つのは、養児の人数が大幅に減少した点である。前回は東京府を除いた数が約2万人であり、大正7(1918)年12月31日現在の15歳までの人口に対して養児が占める割合は0.1%だったのに対して、昭和6(1931)年に5,240人というのは、当時の13歳までの人口のなかで養児が占める割合は0.02%となっている。対象年齢が2歳引き下げられたとはいえず、同じ年齢の子どものうち、養児が占める割合が約5分の1に減少したことも、「養児保護」に力を入れられなくなった原因のひとつではないかと思われる。

IV. 結びにかえて

これまで慣習は虐待や人身売買などの危険性ははらんでいるととらえられ、子どもの保護の前史として本格的に議論されることはなかったが、本稿では、慣習が子どもの家庭的養護として残り得た可能性を探るために「養児保護」に着目した。それはおおむね、養児がおかれている不適切な環境や、養育者の利益に左右される状況を改善する必要性が強く認識されているものであったが、一方で、福井県の規定に「幼児保護」を目的とした届出が平然と行われていたことや、「養児保護」が家庭委託へと発展していくひとつの形を示した洛北里子保護会の例、第五回全国社会事業大会におい

て「養児保護」が「家庭的保護」のカテゴリーのなかに入っていたことなどは、家庭的養護形態としての可能性を物語るものといえる。

もし里子の保護のための包括的な取組法、否、養児保護案が実現していれば、他人の家での子どもの委託という慣習を残しつつ、子どもの保護を図ることのできる道が開かれ、家庭的養護の地盤となっていたのではないかと思われる。しかし、それが実現することはなかった。このことは、他人による子どもの養育という慣習が家庭的養護のなかに取り込まれる機会が失われていく過程を表している。

現行の里親制度は、1947年に制定された児童福祉法においてスタートした。その2年後に出された「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」(厚生省発見第四五号)では、「他人の児童を引き取りその家庭で養育又は雇用する慣行(家庭養育雇用慣行)」について、児童の人身売買や虐待など、子どもの人権を侵害するおそれの高いものであるとした点で、「養児保護」を児童虐待防止の一部とした戦前の捉え方が引き継がれている。注目に値するのは、今後の措置として「児童福祉法にいう里親としての適格な者は、法の里親にすること」という規定が盛り込まれている点である。このことは、家庭養育雇用慣行についての懸念を前提としながら、戦後に入ってから初めて慣習が家庭的養護との接点をもてようになつたことを意味しているといえる。

今後はこのような家庭養育雇用慣行に焦点をあて、実際に家庭養育雇用慣行から児童福祉法の里親として取扱われた例がどの程度あったかを分析しつつ、戦後児童保護行政において「他人の子どもの」養育という慣習がどのように展開していったのかについて分析していきたい。

注

1) 「他人の子ども」には差別的意味合いが含まれており、使い方に注意が必要であるが、本稿では

いわゆる「血のつながりのない子ども」という意味でこの用語を用いた。

2) 本稿では内務省と教育事業調査会の案を取り上げて紹介しているが、それ以外にも、寺脇(1980)で(1920)年当時の児童保護立法に関する立案文書においても、「養児保護」に関する規定が確認できる。これらの文書に書かれている内容は、教育事業調査会の案とおおむね同様である。

3) ただし、松本(1989: 74)により、昭和4(1929)年の教護法の制定により、育児施設主体の委託に支障が出てきた。教護法の13条には家庭委託について、「13条 市町村長若しくは児童福祉委員は、児童を委託し、又は私人ノ家庭若シクハ適當ナル施設ニ取テ養育スルコトヲ得」と書かれている。これは必ずしも、従来実施されていた「施設による院外委託」への否定的な見地から挿入されたものではないが、家庭委託の主体が市町村長となり、実際には、教護法によって取容した子どもを院外家庭に委託することは、たいへん困難になつた。

4) 現在では「里子」でさえも「里親家庭に委託された子ども」といわれるほどであり、「眞子」という表現にも差別的な意味合いがあるが、本稿では「養児保護」規定を分析対象としているため、「里子」「眞子」という用語をそのまま用いている。

5) 「本邦社会事業概要」(内務省社会局 1922: 99)の「父母其他親族に引取らせ能はざるものは、多くは養育教育終了後職業又は家業見習いの為め適當なる家庭にその養育を委託し獨立を図る」ことも徒弟の一種としてとらえることが可能であると思われる。

6) 社会事業の成立過程、制度的補立に関わって、大きな役割を果たした推議会は、教育事業委員会、教育事業調査会、社会事業調査会、中央社会事業委員会がある。本稿では養児保護案を中心に分析するため、教育事業調査会の審議内容に絞って取り上げる。「教育事業調査会管制」(大正7年6月24日に勅令第263号)の第一案には「教育事業調査会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ依リ教育事業ニ関スル事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス」と書かれている。

7) 各分類の詳細項目は46項目にわたつたが、ここでは省略する。

- 8) 小河 (1913: 9) 「里子の保護に就て」 および生江 (1947: 10) を参照のこと。
- 9) 明治初年以來社会事業行政の中央事務は内務省地方局所管としていたが、大正6 (1917) 年8月には地方局内に救護課を設置、大正8 (1919) 年11月には救護課を社会課と改称し、さらに大正9 (1920) 年8月に内務省に社会局を新設することになった。
- 10) 寺脇 (1980: 135-6) は、生江の論文について、「この時期における児童保護立法構想の背景について触れている唯一といってよい文献であり、とくに救済事業調査会の答申にもとづく構想がいずれも実らずに終わった内縁を紹介している」とした。
- 11) 本邦社会事業概要は大正11 (1922) 年、大正15 (1926) 年、昭和3 (1928) 年、昭和5 (1930) 年、昭和8 (1933) 年、そして日本の社会事業が昭和14 (1939) 年に刊行された。そのなかで「養児保護」については大正11 (1922) 年から昭和8 (1933) 年まで言及されている。昭和14年版になると、「養児保護」というカタゴリー自体が消えており、養児に関する全国的調査が行われたのは、おそらく大正8 (1919) 年と昭和6 (1931) 年の2回のみではないかと思われる。
- 12) 統計局 (1937) [9. 年齢及配偶関係別人口 (内地)] 【第五十六回大日本帝国統計年鑑】 22. 昭和5 (1930) 年10月1日国勢調査によると、13歳までの人口は22,227,778人であった。

文 献

- 有賀喜左衛門 (1969) 「捨子の話」【有賀喜左衛門著作集Ⅲ 民俗学・社会学方法論】未来社、304-48。
- 中央慈善協会 (1920) 「大会記事」【社会と救済】4(4), 7-126。
- 中央社会事業協会 (1927) 【第一次全国児童保護事業会議報告書】。
- 中央社会事業協会 (1931) 【第二次全国児童保護事業会議報告書】。
- 中央社会事業協会 (1934) 【第三次全国児童保護事業大会報告書——昭和九年六月十八、十九、二十日於内務省会議室】。
- 育児事業協議会編 (1911) 【第一次育児事業協議会速記録】【日本児童問題文獻選集24】日本図書センター、1-286。
- 岩本通弥 (2006) 「民俗学からみた新生産技術とオヤ

- コ——「養」族と血縁重視という言説をめぐって」【シリーズ比較家族第Ⅲ期4<いのち>と家族——産殖技術と家族Ⅰ】早稲田大学出版部、75-104。
- 桑原洋子 (1989) 「英国児童福祉制度史研究」法律文化社。
- 京都府社会課編 (1924) 「北北を物里子の話」京都府社会課、1-60。(再録: 1998, 「日本<子ども>の歴史」岩波書店) 丸山社。
- 松本園子 (1985) 「社会的養護の方法としての里親制度の検討 (1) 現行里親制度の充足の事情と問題点」【滋慶短期大学研究紀要】4(4), 81-93。
- 松本園子 (1986) 「社会的養護の方法としての里親制度の検討 (2) 職前育児施設における院外委託の状況」【滋慶短期大学研究紀要】4(4), 35-56。
- 松本園子 (1989) 「里親制度発足前後の里親養育について」【新しい家族】4(7), 64-83。
- 宮島 清 (2006) 「里親委託・養子縁組の歴史・現状・これから——「子ども」のための家庭養護」を掲載するために」【日本社会事業大学社会事業研究所年報】42, 1-81。
- 内務省社会局 (1920) 「救済事業調査報告」。(再録: 1985, 「職前期社会事業史料集成17」日本図書センター) 。
- 内務省社会局 (1922) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「職前期社会事業史料集成2」日本図書センター) 。
- 内務省社会局 (1926) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「職前期社会事業史料集成2」日本図書センター) 。
- 内務省社会局 (1928) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「職前期社会事業史料集成2」日本図書センター) 。
- 内務省社会局 (1933) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「職前期社会事業史料集成3」日本図書センター) 。
- 生江孝之 (1947) 「我国児童保護事業の発展過程とその動向 (其の3)」【社会事業】30(8), 8-13。
- 小河滋次郎 (1913) 「里子の保護に就て」【救済研究】1(2), 79-92。
- 添田敬一郎 (1920) 「我邦児童保護の現在及未来」【社会と救済】4(3), 1-38。
- 社会保障研究会編 (1982) 「日本社会保障前史資料第5巻」至誠堂、690-1。
- 高橋由紀子 (2004) 【第5章 ドイツの里親制度 (1) ——少年援助法制の展開と社会の変化とともに】『里親制度の国際比較』ミネルヴァ書房、88-107。

- 竹内利美 (1969) 「家族慣行と養制度」恒星社厚生閣。
- 寺脇隆夫 (1980) 「大正8～9年段階の児童保護立法構想に関する資料」【社会事業史研究】8, 131-69。
- 寺脇隆夫 (1988) 「戦前児童保護行政における「児童保護事業」に関する体系」の位置——社会事業調査会答申の準備関係文書の紹介と検討を通して」【社会事業史研究】26, 39-78。
- 統計局編纂 (1918) 【第三十七回大日本帝国統計年鑑】 382。
- 統計局編纂 (1922) 【第四十一回大日本帝国統計年鑑】。
- 統計局編纂 (1937) 【第五十六回大日本帝国統計年鑑】。
- 富田桑吉 (1916) 「育児事業の実際的研究」【救済研究】4(7), 53-63。
- 湯沢雅彦 (2004) 【第8章 デンマークの里親制度——里親や研究者からの批判の中で】湯沢雅彦編「里親制度の国際比較」ミネルヴァ書房、146-62。
- 全国社会事業大会特別調査委員 (1921) 「現時我国に於て如何なる児童保護事業の施設を急務となすや」【社会事業】5(5), 367-78。

Reconsidering a Custom from the Perspective of Child Protection

——Focusing on the "Protection of Foster and Adoptive Children" ——

Eunhwa KANG

Non-relative placements such as adoption and foster family care are traditional customs in Japan. However, this custom is not viewed as being a kind of foster family care and adoption or as the groundwork for foster family care and adoption. This is due to the belief that this custom has the inherent risk of threatening the well-being of children. In this study, the possibility of retaining the custom of providing protective care of children is explored by investigating the concept of the "protection of foster and adoptive children" as envisioned during the latter half of Taisho era, when the child protection policy was introduced.

The target of the "protection of foster and adoptive children" is the group of children who are exposed to the risk of abuse in the absence of the intervention by any special facility or related family. It also aims to effect improvements in the situations where children are victims of unsuitable surroundings or conflicting interests of the adopter. On the other hand, the "protection of foster and adoptive children" had the possibility of maintaining the legacy of providing protection to children in the form of foster care. However, this possibility was not realized and "protection of foster and adoptive children" was not institutionalized, either.

Key Words : Custom, "Protection of foster and adoptive children", Foster family care and adoption, Child-protection policy

V. 調査票ならびに調査結果